

## 第3回

# コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換会

## 開催要領

開催月日：2018年11月28日（水）

13：00開場

13：30開会～17：00閉会

開催会場：食糧会館 会議室（5階 A/B 会議室）

東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15



工サも国産で！

食料自給率UP! (飼料用米)

飼料米生産者の会 (NPO)  
生活クラブ生協連合会 株式会社  
山口市保下町 317 ☎ 083-92

## 主催

# 一般社団法人 日本飼料用米振興協会

# 第3回 コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換会

## 開催要領

開催月日：2018年11月28日（水）13:00～16:30

開催会場：食糧会館 中央区日本橋小伝馬町15-15 会議室（5階A/B会議室）

## プログラム

開会挨拶	理事長 海老澤 恵子	
基調講演	「米政策の推移について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	7
	小針 美和（コバリ ミワ）氏 農林中金総合研究所／協同組合・組合金融（調査第一部）：主任研究員	
基調講演	「飼料用米の推進について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P	31
	足立 隆文（アダチ タカフミ）氏 農林水産省／政策統括官付穀物課：企画係長	
話題提供	「飼料メーカーの立場からの課題の提言」・・・・・・・・・・・・・・・・P	51
	多田井 友揮（タダイ ユウキ）氏 昭和産業株式会社／畜産飼料部 飼料原料課：課長	
	「資材メーカーの立場からの課題の提言」・・・・・・・・・・・・・・・・P	52
	西村 哲 氏（ニシムラ アキラ）氏 太陽工業株式会社・物流システムカンパニー／物流マーケティング室：室長	
意見交換	「コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換」・・・・・・・・・・・・P	57
	司会 信岡 誠治（ノブオカ セイジ） 理事 （東京農業大学農学部 教授）	
課題挨拶	副理事長 加藤 好一（生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 会長）	
	※ 全体進行司会 事務局長 若狭 良治	



**主催 一般社団法人 日本飼料用米振興協会**

東京都中野区弥生町1-17-3 〒164-0013

## 開催趣旨

今年の飼料用米作付けは昨年度と比較して微減の状況のようですが、利用する立場での養豚事業者や養鶏事業者、飼料保管流通事業者などは積極的に飼料用米の確保に向けての保管設備を建設や新たな保管方法を研究考案するなど意欲は旺盛です。

同時に様々な方策を実現するにはコスト問題など課題も明確になってきています。

日本飼料用米振興協会では今年、9月25日～27日に大分県、福岡県、山口県などの産地（飼料用米、養豚、養鶏など）を視察してきました。「多収日本一」や「畜産物利用ブランド化日本一」の取り組みに対する期待は旺盛でした。

今後の食料自給率の向上や飼料の国産化を目指す場合、飼料用米の作付けの確保と利用普及は重要な課題と考えます。

国産飼料増産への今後の方向や可能性について意見交換を行いたいと考え、今回の「意見交換会」を企画しました。

## 開会のご挨拶

2018年11月28日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会  
理事長 海老澤恵子

本日はお忙しい中、多数お集まりいただき誠にありがとうございます。

2008年（10年前）に「超多収米普及連絡会」としてスタートし、飼料用米普及のための学習と情報交換、シンポジウムを積み重ね、2014年に一般社団法人として法人化し、毎年3月に「飼料用米普及のためのシンポジウム」を開催してまいりました。

2016年より「飼料用米多収日本一」事業を農林水産省との共同で取り組み、飼料用米生産を増やすことによって我が国の食料自給率の向上と水田の保全、耕畜連携による循環型農業の推進を目指して地道な活動を続けてまいりました。

その中で、稲作でも畜産でも模範的で意欲的な生産者が多数いらっしゃることを知りましたが、一方で簡単には解決できない様々な問題があることもわかり、議論を重ねるにつれ課題も浮き彫りになってきています。

そこで、飼料用米普及に関心をお持ちの、又努力していらっしゃる多方面の皆さまからいろいろなご意見や問題を出していただきみんなで考える場を作ろうと、このような意見交換会を行うことになり、今回で3回目となります。

聞くところによりますと、今年の飼料用米生産量は減少しているとのことですが、それはなぜなのか、どうすればよいのかを突き詰めれば、我が国のコメ政策に関わる大きな問題につながってきます。

本日は、基調講演として、農林中金総合研究所の小針美和様から「米政策の推移について」、農林水産省穀物課の足立隆文様からは「飼料用米の推進について」ご講演いただきます。

また、2名の飼料関連業界の方から話題提供していただきます。

意見交換会では皆様から本当に率直なご意見や問題提起などいろいろ出していきたいと思っております。

本日の会で何らかの結論が出なくても、多様な意見を交わしあい、3月15日の「飼料用米普及のためのシンポジウム」につなげられれば大変嬉しく、意義あることと思えます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 第3回 コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換会 参加登録名簿

1	郡山市	農林部農業政策課 主査	登柳 克史
2	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会	開発部 米・畜産課	鈴木 猛
3	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会	開発部 部長付	赤堀 和彦
4	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会	会長 (J-FRA 副理事長)	加藤 好一
5	日本農産工業株式会社	設計調達部 調達グループ	大場 康史
6	全国農業協同組合連合会 (JA全農)	東京畜産生産事業所	坂本 大武
7	栃木県開拓農業協同組合	農畜産部 部長	秋元 一郎
8	栃木県開拓農業協同組合	農畜産部 調査役	藤田 幸仁
9	一般社団法人日本養豚協会 (JPPA)	参与	山梨 育男
10	協同組合 日本飼料工業会		安井 護
11	全国主食集荷協同組合連合会	業務部 企画調整課	長岡 希
12	公益社団法人全国開拓振興協会	開拓情報部	浦崎 航
13	農研機構中央農業研究センター	生産体系研究領域 上級研究員	山口 弘道
14	シンジェンタジャパン (株)	社長室 種子戦略企画担当部長	中澤 靖彦
15	シンジェンタジャパン (株)	マーケティング部 戦略・プランニングマネジャー	蒔苗 朗
16	全農サイロ株式会社	営業部営業課	小副 泰実
17	全農サイロ株式会社	営業部営業課 課長	横谷 英樹
18	京都大学大学院 農学研究科	生物資源経済学専攻 農業食料組織経営学分野博士課程	柿原 真奈
19	株式会社 NBS ロジソル	国際事業本部国際営業部	佐橋 正文
20	井関農機株式会社	夢ある農業総合研究所 顧問	林 哲司
21	東部農林振興センター雲南事務所	農業普及部 専門農業普及員	堀江 雅樹
22	サンテックカンパニー プラント本部	環境営業課	菅田 武志
23	サンテックカンパニー プラント本部	環境推進室	高橋 和男
24	株式会社農林中金総合研究所	基礎研究部 専任研究員	平田 郁人
25	株式会社ライスフィールド	お米アドバイザー	馬場 靖司
26	中国四国農政局	生産部生産振興課 備蓄米等振興係長	高橋 真也

27	パルシステム生活協同組合連合会	産直部 部長	江川 淳
28	ヤンマーアグリジャパン株式会社	ソリューション推進部 専任部長	佐藤 健次
29	全国農業協同組合連合会（JA全農）	耕種総合対策部 飼料用米対策課 課長 （J-FRA 理事）	遠藤 雄士
30	全国農業協同組合連合会（JA全農）	耕種総合対策部 飼料用米対策課 課長代理	前田 勝也
31	木徳神糧株式会社	飼料事業部 マネジャー	三保谷 歩
32	木徳神糧株式会社	飼料事業部 主任	藤井 康央
33	木徳神糧株式会社	顧問（J-FRA 理事）	木村 友二郎
34	ホクレン（北海道農業協同組合連合会）	東京事務所 課長	小成 毅彦
35	株式会社野澤組	機械部 課長代理	田中 賢太郎
36	雪印種苗株式会社	園芸微生物推進室 顧問	西 春彦
37	ダニスコジャパン株式会社	インダストリアルバイオサイエンス事業部 テクニカルサービスマネージャー	澤田 久美子
38	株式会社毎日経済通信社	記者	杉山 勝三
39	株式会社大竹製作所	研究室 研究室副室長	大東 雅英
40	東邦物産株式会社	米穀本部 米穀本部長	和出 宏二
41	株式会社秋川牧園	生産部次長	村田 洋
42	昭和産業株式会社	飼料畜産部業務課	吉住 功輝
43	昭和産業株式会社	飼料畜産部 次長	柴崎 靖人
44	三井物産アグロビジネス株式会社	肥料製品本部 総合企画室	石浦 啓佑
45	中部飼料株式会社	仕入部	御手洗 剛志
46	北関東食べる通信	発行人（藤田農園 代表） <a href="https://taberu.me/kitakanto">https://taberu.me/kitakanto</a>	藤田 武志
47	株式会社農経新報社	農経しんぼう 営業企画グループ 係長	阿部 雅彦
48	日本農民新聞	企画・営業部 主任	小泉 凡平
49	飼料通信	記者	渡辺 正彦
50	新農林社	編集局 週刊「農機新聞」月刊「機械化農業」	佐藤 弘盛
51	株式会社全国食鳥新聞社	代表取締役	<sup>chuuma</sup> 中馬 允男
52	株式会社 鶏鳴新聞社	編集部	清水 利彦
53	株式会社食品産業新聞社	米麦日報部 記者	井澤 和広

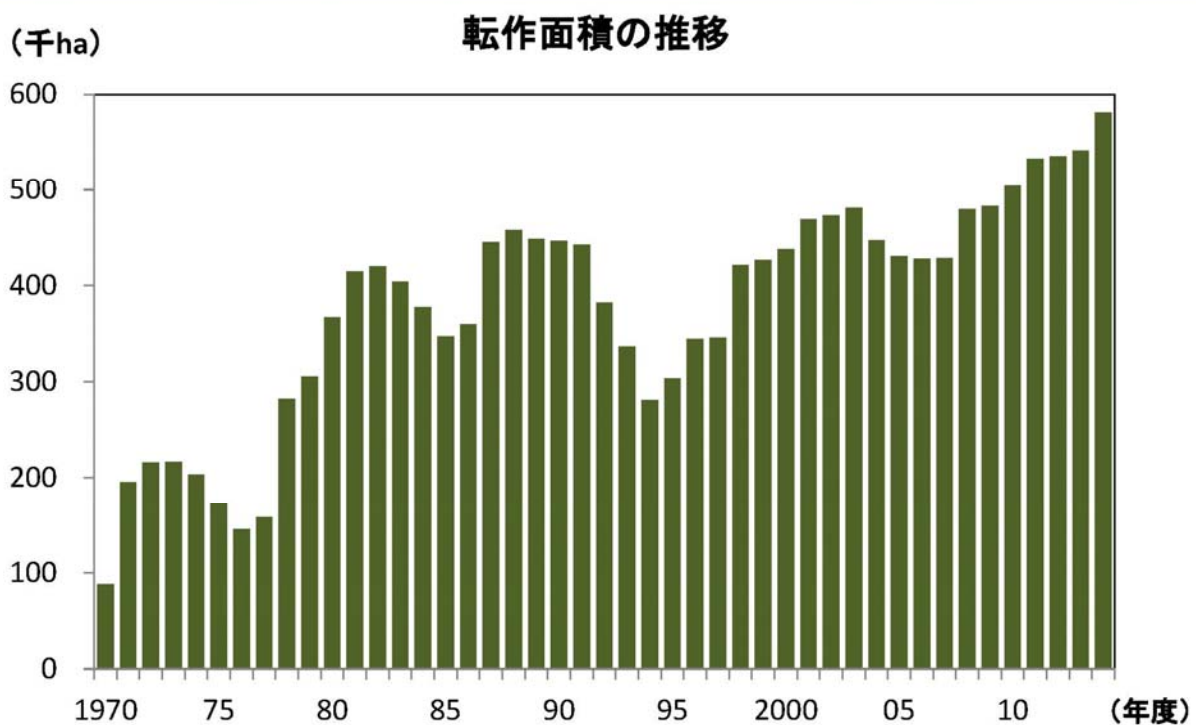
54	株式会社農経新報社	営業企画 係長	阿部 雅彦
55	(株)鶏卵肉情報センター	編集部 副編集長	<small>monma</small> 門馬 照久
56	日本経済新聞社	編集局 記者	<small>kodachi</small> 小太刀 久雄
57	株式会社米穀データバンク	編集部 記者	小野塚 英幸
58	日本農業新聞	編集局 農政経済部 記者	岡部 孝典
59	日本農業新聞	営農生活部 記者	石川 大輔
60	株式会社商経アドバイス	編集部 記者	横川 孝
61	中野区消団連		伊東
62	家庭栄養研究会	常任顧問	蓮尾 隆子
63	東京農業大学 農学部	学生 3年生	山口 修平
64	株式会社パル・ミート (パルシステム生協グループ)	本社/商品本部 取締役・商品本部長	島田 朝彰
65	日本協同組合連携機構	常務理事	青竹 豊
66	一般社団法人循環資源再生利用ネットワーク	専務理事スタッフ	堤 英祐
67	東京農業大学 (質疑司会者)	農学部 前教授 (JFRA 理事)	信岡 誠治
68	昭和産業株式会社 (話題提供者)	飼料畜産部 飼料原料課 課長	多田井 友揮
69	太陽工業株式会社 (話題提供者)	物流システムカンパニー マーケティング室 室長	西村 <small>akira</small> 哲
70	農林水産省 (講演者)	政策統括官付穀物課 企画係長	足立 隆文
71	株式会社農林中金総合研究所 (講演者)	主任研究員 (調査第一部協同組合・組合金融)	<small>kobari</small> 小針 美和
72	日本飼料用米振興協会 (J-FRA)	監事	岩野 千草
73	日本飼料用米振興協会 (J-FRA)	理事長	海老澤 恵子
74	日本飼料用米振興協会 (J-FRA)	理事・事務局長	若狭 良治

2018年11月28日現在

# 米政策の推移

2018年11月28日  
(株)農林中金総合研究所 調査第一部  
小針 美和 (kobari@nochuri.co.jp)

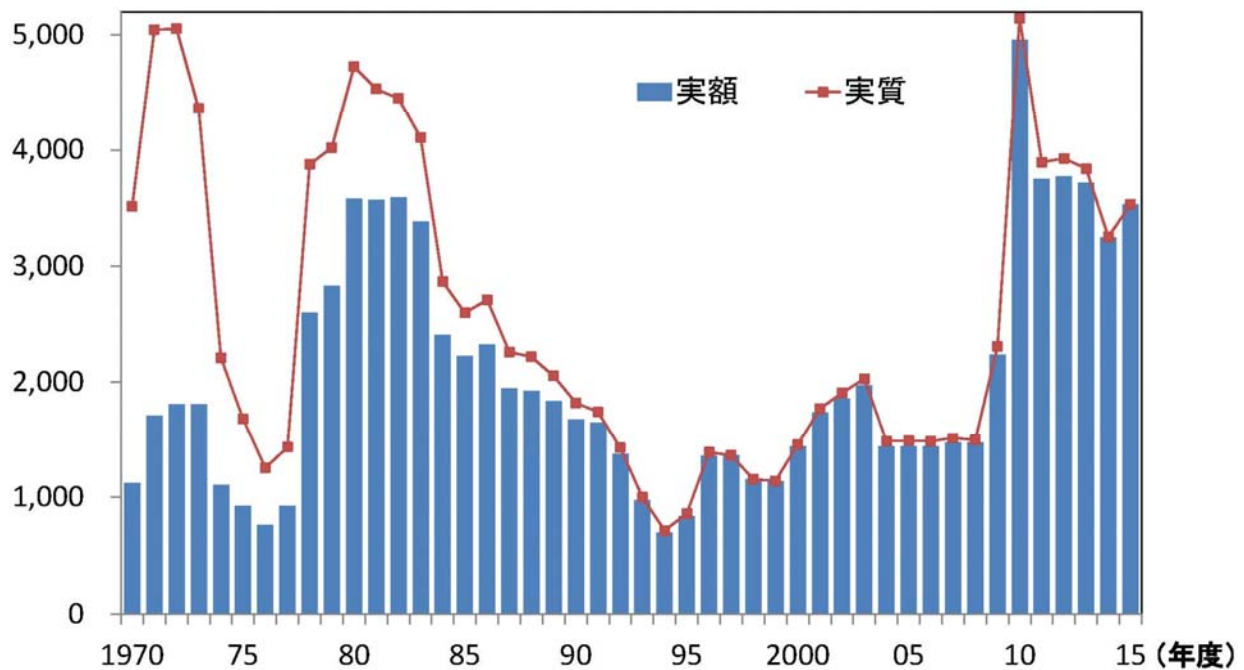
## 長期的に俯瞰する一転作面積の推移



(資料) 会計検査院「米の生産調整対策の実施状況等について」

# 長期的に俯瞰する—当初予算の推移

(億円) 生産調整対策に係る交付金等の当初予算額

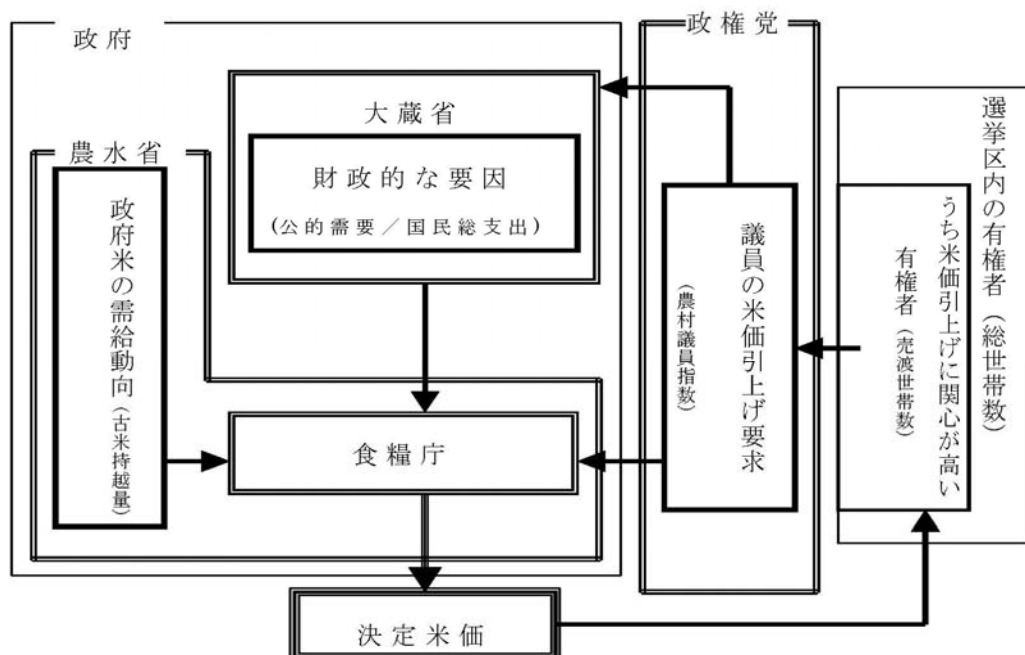


(資料) 会計検査院「米の生産調整対策の実施状況等について」

3

# 長期的に俯瞰する—政策の決定過程

- 政策決定の「構造」は、基本的に変わらず
- ファクター、変数は時代とともに変化



4



# 米政策見直しの背景にあるもの

## ■ 国際貿易交渉の進展

- プラザ合意
- GATT、WTO
- TPP

## ■ 財政状況

## ■ コメの在庫・作況状況

5

# 米政策改革以降の施策の推移

時期区分	米政策改革 以前	米政策改革		米緊急対策	戸別所得 補償制度	4つの改革	平成30年産 以降の米政策	
		第一ステージ	第二ステージ					
対象時期	03年度時点	04～06年度	07年9月まで	07年10月 ～09年度	10～13年度(注1)	14年度～	18年産～	
過半数の政党(衆議院)		自公		自公	民主		自公	
過半数の政党(参議院)		自公		民主	民主		自公	
国から都道府県への 生産数量目標の配分	生産調整(主食用米を作付しない)面積を配分	ネガ(生産調整面積)から ポジ(生産数量目標への 移行期間)	需要量情報として情報提供		生産数量目標の配分		配分しない	
主食用米以外の 作付に対する 交付金	生産調整との リンク	あり			なし			
	地域裁量のある 交付金	一部あり	産地づくり 交付金	産地確立交付金	産地資金 (一部あり)	産地交付金 (一部あり)		
	全国一律の 交付金	あり	なし	水田等有効活用 促進事業等	水田活用の所 得補償交付金	水田活用の 直接支払交付金		
	新規需要米 加工用米	なし	なし	なし	あり	あり(数量払の導入)		
主食用米への 定額助成	なし	なし	なし(※09年度 に補正予算)	あり (15,000円/10a)	あり (7,500円/10a)	なし		
米価下落補填	対象を限定	稲作経営 安定対策	担い手経営 安定対策	収入減少影響緩和対策		米価下落補填 交付金	収入減少影響 緩和対策	収入保険の導入、ナラシとの 選択制
	対象限定 なし		稲作所得 基盤確立 交付金	稲作構造 改革促進 交付金	-	米価下落補填 交付金	-	-
未達成へのペナルティ	あり				なし			

(資料) 農水省の「米穀の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」、生産調整に関する要領等各種政策文書をもとに筆者作成

6

# 「米政策改革」が目指したもの

- 「米を作らせない」政策からの脱却
- 主食用米の生産調整：「官」から「民」へ
  - 民：「農業者」と「農業者団体」
- 産地づくりは「中央」から「地方」へ
  - 現場で考える仕組み＝産地づくり交付金
- 「価格政策」から「直接支払」へ
  - 背景にはWTO

7

## 産地づくり交付金—地域の創意工夫

### ○ 産地づくり交付金の概要

地域自らが作成する  
「地域水田農業ビジョン」  
に基づいて実施する取組を支援

・地域の多様な条件を踏まえた  
創意工夫に応える仕組み  
・生産調整のメリット措置の一つ

### ○ 産地づくり交付金の流れ

地域水田農業推進協議会において  
「地域水田農業ビジョン」を策定  
〔 構成員：市町村、農業協同組合等生産出荷団体、農業共済組合、  
農業委員会、土地改良区、農家代表等 〕

産地づくり交付金の使途・単価を決定  
するとともに、地域の担い手を明確化

計画的・戦略的な水田農業の展開

・米の生産調整の推進  
・水田を活用した作物の産地づくりの推進  
・水田農業の構造改革の推進(担い手の育成)

単価のイメージ

麦 : 〇〇〇円/10a  
そば : 〇〇〇円/10a  
農作業受託 : 〇〇〇円/10a  
等

産地づくり交付金 対策期間中(19~21年度)安定した交付額

※ 平成20年度予算額

・産地づくり交付金 132,669百万円

・新需給調整システム定着交付金 15,000百万円

※①地域自らの計画のもとに

②施策の助成体系を決める

⇒「地域としての営農振興と

国の施策とが一体となった推進」を

施策の仕組みとして担保

8

# 米緊急対策－「先祖帰り」との批判

- ペナルティの強化
- 政府買入実施と全農による飼料用処理
- 全国水田農業推進協議会の設置
- 補正予算による転作強化策
  - 「新規需要米」に対する予算措置

9

## 米緊急対策－補正予算

### 生産調整に関する助成金

		07年度		08年度		09年度	
		交付金の名前	予算額(億円)	交付金の名前	予算額(億円)	交付金の名前	予算額(億円)
当初予算						水田等有効活用促進交付金	494
	産地づくり	産地づくり交付金	1327	産地づくり交付金	1327	産地確立 産地確立交付金	1466
		新需給調整システム定着交付金	150	新需給調整システム定着交付金	150		
		稲作構造改革促進交付金	290	稲作構造改革促進交付金	324	稲作構造改革促進交付金	218
		耕畜連携水田活用事業	54	耕畜連携水田活用事業	54	耕畜連携水田活用事業	54
補正予算		地域水田農業活性化緊急対策(緊急一時金)	500	水田フル活用推進交付金	381	需要即応型生産流通体制緊急整備事業	1168
		緊急米価安定支援対策(全農飼料米処理)	50	食料自給力向上緊急生産拡大対策事業	9	飼料稲フル活用緊急対策事業	13
		政府買入の費用	—				
予算額		当初予算額	1821	当初予算額	1855	当初予算額	2232
		補正予算額	550	補正予算額	390	補正予算額	1181
		合計	2371	合計	2245	合計	3413

(資料) 農林水産省 予算の概要等

10

## 米緊急対策—コメに対する交付金

- **新規需要米【米粉・飼料用米】**
  - 非主食用米に対する助成
  - 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」の制定
- **トレサビリティの強化**
  - 事故米穀の非正規流通問題
  - 非主食用米の不正流通防止

11

## 戸別所得補償制度

- 生産調整達成者に対する主食用米作付面積に応じた交付金
  - 強制ではなく、明示的な財政的メリットによる生産調整推進
  - 10aあたり15,000円
- 転作作物に対する助成と生産調整の達成要件との切り離し
- 転作助成：全国一律単価にシフト
  - 新規需要米への助成の当初予算化

12

# 第二次安倍政権下の米政策の見直し

- 国による生産数量目標の配分の廃止(18年産～)
- 米の直接支払交付金は18年産をもって廃止。
- 19年産からは収入保険制度を導入
- 飼料用米の推進強化，数量払の導入

稲作に関する農政改革のタイムスケジュール

	従前の制度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標・18年度～
① 農地中間管理機構	設 機 置 構	重点推進期間 交付金単価アップ		推進期間(課税優遇・ペナルティ等) 土地改良法改正・基盤整備の優先実施		2023年(10年後)までに農地の8割を担い手に集積
② 米政策の見直し	現在行われている行政による主食用米の生産数量目標の配分を継続 配分の廃止に向けてコメに関する情報の内容を拡充					行政による配分をやめる 転作助成のあり方見直し
② 飼料用米の増産	交付単価 80,000円/10a	数量払導入(最低55,000円/10a, 最高105,000円/10a専用品種の作付に12,000円/10aを交付)				2025年に飼料用米の生産数量を110万トンに拡大
③ 経営安定対策	米の直接支払い交付金 15,000円/10a	生産調整達成者を対象に交付 7,500円/10a(単価を半減)				廃止
	米・畑作物の収入減少影響緩和対策	認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者を対象(特認あり) ナラシ対策は継続				ナラシ対策は継続。収入保険かナラシ対策かいずれかを選択して加入
④ 共済制度見直し 収入保険の導入	品目ごとの共済制度や所得補償制度のみ	保険の仕組みの設計 調査事業等の実施		改正法案 閣議決定	具体的な 制度設計	経営全体の収入を対象とした収入保険を新設

13

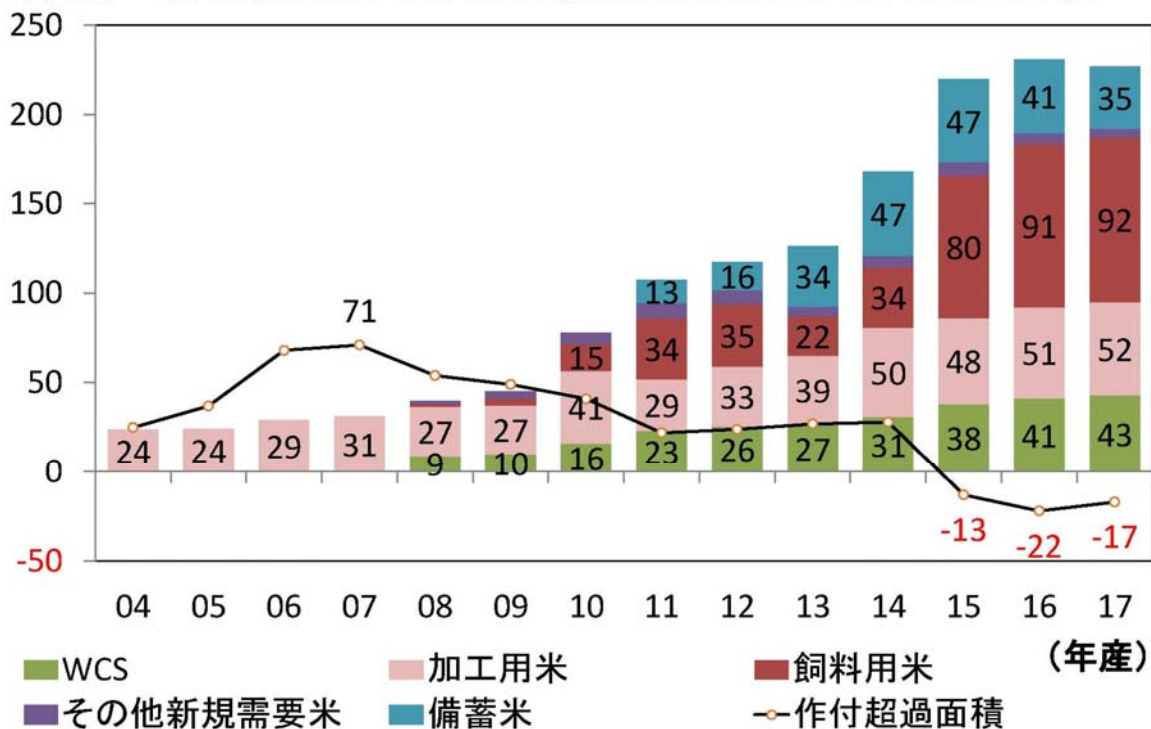
# 財政制度等審議会の論点整理

- 高収益作物への転換による競争力強化
- 生産コスト削減による競争力強化
  - 飼料用米導入による米の多収化を契機として、多収による生産コスト削減を進めることにより、米の輸出も含めた新たな米のビジネスモデルを創出すべきではないか。
- 飼料作物の増産
  - 飼料生産が必要とされる地域においては、土地条件に配慮しつつ、飼料用米やWCS用稲からトウモロコシへの転換などにより、飼料の増産を推進すべきではないか。
- 適地適作の推進
  - 地域差に応じた生産(適地適作)をより一層推進していくべきではないか。

14

# コメをめぐる状況－作付面積

(千ha) 非主食用米の作付面積と主食用米の作付超過面積



(資料) 農林水産省「米をめぐる関係資料」

15

# コメをめぐる状況－生産構造

水稲作付経営体数と作付面積 (千経営体, 千ha, %)

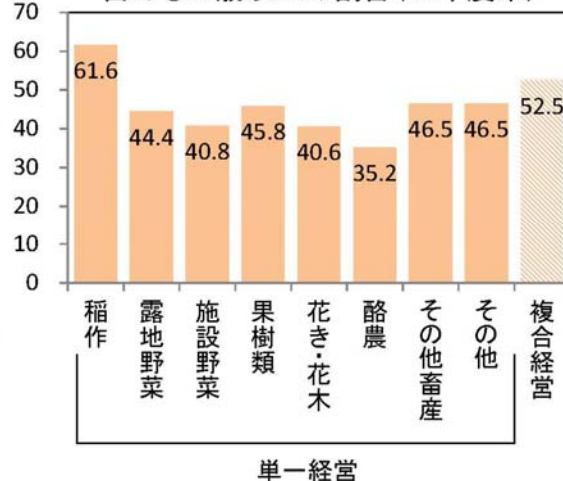
	2010年		2015年		組織経営体	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
全国	1,169.3	1,368.7	952.3	1,312.0	11.8	187.1
1ha未満	846.6	394.6	661.3	305.0	1.7	0.9
1~5ha未満	285.7	546.3	248.0	486.8	2.4	6.5
5ha以上	37.0	427.8	43.0	520.3	7.6	179.8
5~10ha未満	23.7	163.4	26.2	180.6	1.7	12.8
10~15ha未満	6.6	80.7	8.0	98.0	1.4	18.0
15ha以上	6.7	183.7	8.8	241.6	4.5	149.0

	構成比				10年対比の増減率	
	2010年		2015年		経営体数	面積
	経営体数	面積	経営体数	面積		
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	-18.6	-4.1
1ha未満	72.4	28.8	69.4	23.2	-21.9	-22.7
1~5ha未満	24.4	39.9	26.0	37.1	-13.2	-10.9
5ha以上	3.2	31.3	4.5	39.7	16.3	21.6
5~10ha未満	2.0	11.9	2.7	13.8	10.3	10.5
10~15ha未満	0.6	5.9	0.8	7.5	21.4	21.5
15ha以上	0.6	13.4	0.9	18.4	32.4	31.5

資料 農水省「農林業センサス」

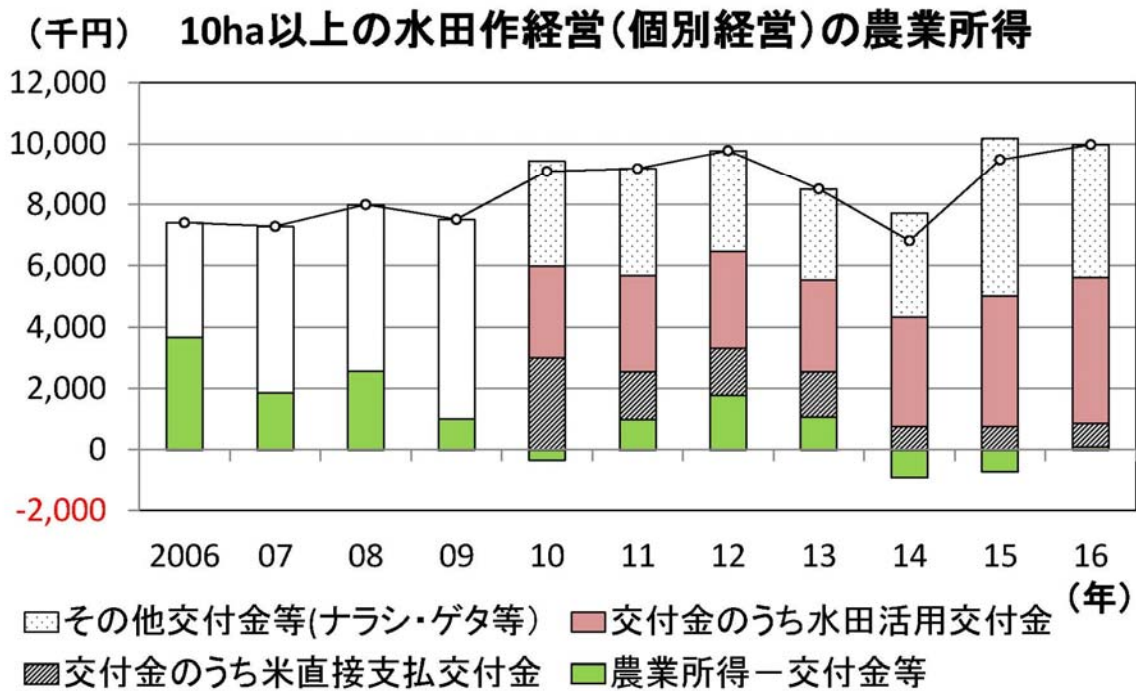
認定農業者(法人、共同申請を除く)に占める60歳以上の割合(15年度末)



資料 農水省経営局調べ

16

# コメをめぐる状況－担い手の所得構造



(資料) 農林水産省「農業経営統計調査」  
 (注) 2009年までは交付金等の内訳がない

17

## まとめ・課題提起

- 度重なる施策の見直しによる副作用
  - 生産調整の政策的な位置づけや今後の方向性に関するメッセージが見えにくくなっている
  - 交付金の交付体系が繰り返し変わることで、財政支出である交付金が担い手の経営安定にどのように寄与しているのかを、事後的にきちんと検証することが難しくなっている
  
- 今日的な「食糧政策」としての枠組みが必要
  - 担い手農業者の経営安定対策のあり方

18

# 米政策の推移

—米政策大綱からの15年を振り返る—

主任研究員 小針美和

## 〔要 旨〕

2017年11月の食糧部会で「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が承認され、18年産以降の生産調整については、行政による生産数量目標等の配分は行わず、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むこととされた。その内容は「米政策改革」のもと07年産で取り組まれた施策と重なるところも多い。しかし、その後10年あまりにわたる施策見直しの繰り返しにより施策体系は変化しており、今後のあり方を検討する際には、その変遷を踏まえたうえで現在の施策体系を理解する必要がある。

これまでの流れを概観すると、農業者の経営の自由度という観点からは、米政策改革以前の国による強制感の強い生産調整から自由度を高める方向で推移してきた。一方で、政策の見直しが続けられるなかで、生産調整の政策的な位置づけや今後の方向性が見えにくくなっている。また、度重なる施策の変更は、政策が経営に与える影響の大きい土地利用型の農業者にとって先の見通しを立てにくくし、経営判断を難しくすることにも留意が必要である。

## 目 次

- はじめに
  - (2) 戸別所得補償制度（10年度～13年度）
  - (3) 4つの改革（14年度～17年度）
- 1 米政策改革に示された生産調整のスキーム
  - (1) 米政策改革で示された基本理念と全体像
  - (2) 改正食糧法に規定された生産調整のスキーム
  - (3) 生産数量目標の配分とメリット措置
- 2 2007年秋以降の米政策の変遷
  - (1) 米緊急対策（07年10月～09年度）
  - (2) 戸別所得補償制度（10年度～13年度）
  - (3) 4つの改革（14年度～17年度）
- 3 2018年産の枠組み
- 4 まとめにかえて
  - (1) 経営の自主判断・自由度の拡大
  - (2) 生産数量目標の配分について
  - (3) 度重なる施策の見直しによる副作用



## はじめに

2017年11月30日に食料・農業・農村政策審議会食糧部会が開催され、18年産米にかかる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が承認された。これまでは、基本指針公表後まもなく、農林水産省のホームページで都道府県別の生産数量目標の公表がなされていたが、本稿執筆時点ではそれも行われておらず、「4つの改革」で打ち出された「行政による生産数量目標の配分の廃止」という方向感に変化はないようである。

「需要に応じた生産」「行政による生産数量目標の配分の廃止」をキーワードとする今回の米政策の見直しは、02年12月の「米政策改革大綱」を端緒とする「米政策改革」で取り組まれた07年産における「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」（以下「新システム」という）への移行と重なる面が少なくない。しかし、その後、10年あまりにわたって施策の見直しが繰り返されてきたなかで、米をめぐる環境も、施策体系そのものも当時とは大きく変わっている。そのため、今後のあり方を検討する際には、政策の変遷を整理したうえで、現在の施策体系を理解する必要があると考えられる。そこで、本稿では、「米政策改革」以降の米政策の推移を確認することとしたい。

## 1 米政策改革に示された生産調整のスキーム

まず、米政策改革の基本的な考え方とそ  
のもとでの生産調整スキームを整理する。

### (1) 米政策改革で示された基本理念と全体像

米政策改革は、それ以前の実行調整政策の総括・反省に立ち、その推進における「基本理念」と、その理念にもとづいた改革の全体像とプロセスを提示したこと、また、法制度的位置づけが必ずしも明確ではなかった生産調整の枠組みを「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法」という）にもとづくものとして措置したことに大きな特徴がある。

まず、米政策改革の基本理念としては、①明瞭で分かりやすい政策、②効率的で無駄のない政策、③決定と運用の過程の透明性が確保された政策であることの3つをあげた。

その基本理念のもとに、生産調整に関しては、①「単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みに転換」すること、②地域の関係者が一体となって地域水田農業ビジョンを策定・実践し、このような取組みを進めるなかで新システムの定着を図っていくこと、③①、②で示された「生産調整と地域農業の構造改革とが有機

的に連携する」という思想を食糧法に位置づけ、産地づくり対策等の施策を講ずることとした。

## (2) 改正食糧法に規定された生産調整のスキーム

食糧法には、95年の制定当時から、「政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これにもとづき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進(中略)を行う」(食糧法第2条)と規定され、また、農業者や農業者団体の取組みの重要性にも言及されている。

これに加えて、04年4月施行の改正食糧法では、新システムを行政が支援する仕組みを体现すべく、生産調整について、以下のように規定している。

まず、農林水産大臣は、米穀の需給および価格の安定を図るため、毎年、米穀の需給の見通しに関する事項を含む「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下「基本指針」という)を定めるとしている(同第4条)。

そして、生産出荷団体等(農業者や農協、集荷業者等)は、基本指針にもとづき、地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という)<sup>(注1)</sup>が作成する地域水田農業ビジョン<sup>(注2)</sup>と一体的に生産調整方針<sup>(注3)</sup>を作成し、この方針を農林水産大臣が認定する(同第5条第1項)。生産調整方針の認定を受けた生産出荷団体等(以下「認定方針作成者」という)は、市町村等からの情報提供および自らの

販売戦略等にもとづき、米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という)の決定を行い、当該認定生産調整方針に参加する農業者への生産数量目標の配分を行うこととしている。

このような仕組みの下で、国は、農業者・農業者団体の主体的な需給調整の取組みの支援を行う(同第6条)。また、都道府県および市町村は、生産調整方針の適切な運用に関する助言および指導に努める(同第7条)こととした。

**(注1)** 地域水田農業推進協議会とは、地域(市町村を基本とする)の農業者団体等の関係機関、行政、認定方針作成者等を構成員として、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、産地づくり交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的として設置する組織。

**(注2)** 地域水田農業ビジョンとは、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向について、地域協議会でとりまとめた計画。

**(注3)** 生産調整方針とは、食糧法第5条にもとづき、農業者への生産数量目標の配分方法や、生産調整を達成するための措置などを定めたもの。

## (3) 生産数量目標の配分とメリット措置

### a 生産数量目標の配分方法：ネガ配分からポジ配分へ

生産調整の目標の配分としては、「需要に応じた生産」にもとづくものとして、04年産において、それまでの主食用米を作付けしてはいけな水田面積(削減面積目標)を配分する方式(いわゆるネガ配分)から、主食用米の生産可能な数量を示す「生産数量目標」を配分する方式(ポジ配分)に変更された。そして、04年産から06年産までは時

限的に、国や都道府県、市町村が各段階の農業者団体とともに生産数量目標の配分に<sup>(注4)</sup>あたることとされた。なお、市町村段階では、生産数量目標と生産数量目標の面積換算値（生産数量目標を地域の平均収量で除して求めたもの、以下「面積換算値」という）を配分することとした。

07年産からは、生産数量目標ではなく、需要量に関する情報（以下「需要量情報」という）として提供されることになり、そのルートは、①国が需要見通しと都道府県別の需要実績をもとに都道府県別の需要量情報を算定・提供する、②都道府県レベルでは都道府県水田農業推進協議会とも調整のうえ、市町村別の需要量情報を算定・提供し、③市町村から地域協議会に情報提供することとしている。そして、地域協議会では、市町村からの情報提供を受けて、管内における生産数量目標の配分の一般ルール（算定方式）を設定する。認定方針作成者は、そのルールにもとづいて、参加農業者に対して生産数量目標を配分する。

このように、農業者への生産数量目標の配分は認定方針作成者が行うものの、地域内の生産数量目標の調整は実質的に地域協議会<sup>(注5)</sup>が行うものとされていた。

また、その配分は、都道府県段階および市町村段階ともに、改正食糧法の趣旨を踏まえて、需要に応じた米づくりの観点から行うこととされ、市町村段階では、農業者の経営動向、地域の米の作付状況等の地域の実情に応ずるなど、地域ごとの取組状況を反映して算定とすることとされた。

(注4) 食糧法の附則第2条にもとづくもの。

(注5) 農業者ごとの生産数量目標を定めるには、農業者個々の経営面積等、主に地域協議会が保有・管理する水田台帳のデータが必要である。また、農家の零細性から当初示された配分率どおりに作付けできる者は実際にはごく少数であり、地域内での過不足調整等も必要となることから、その機能をもつ地域協議会での調整が不可欠となる（小針（2010））。

#### **b 主食用米以外に対する助成：地域裁量のある交付金の創設**

主食用米以外の作付助成には、全国統一の単価で助成をするのではなく、交付金の活用方法を地域で話し合っ決めて決める仕組みが導入された。これは、「助成措置が全国一律の要件および単価とされ、地域の特色を活かした産地づくりの観点に欠けていた」というこれまでの生産調整政策の総括にもとづくものである。具体的には、地域協議会（主に市町村単位）に対して一定額の交付金を交付し、各地域では、地域農業水田ビジョンをもとに地域独自で用途や単価を設定できるとする「産地づくり対策」が措置された。

ただし、産地づくり交付金は、生産調整達成のメリット措置として位置づけられており、それ以前の生産調整政策と同様に、生産調整を達成した農業者（以下「生産調整実施者」という）であることが交付要件とされていた。

#### **c 主食用米に対する助成：稲作経営安定対策から経営所得安定対策へ**

主食用米に関する助成は、生産調整実施者を対象に、米価下落による収入減少の影

響を緩和する対策として措置された。米政策改革の第一ステージでは、生産調整実施者全員を対象とする「稲作所得基盤確保対策」と、一定の規模以上の稲作経営に対象者を限定して上乗せで補てんを行う「担い手経営安定対策」として講じられた。そして、07年度からは、担い手を対象とした対策はコメのみの施策として措置するのではなく、品目横断的経営安定対策の「収入減少影響緩和対策」に移行されることとなった<sup>(注6)</sup>。経営安定対策の加入には、生産調整達成の可否は直接的な要件とはされていなかったが、市町村が経営改善計画を認定する際に生産調整の達成が要件とされていたことから、実質的には生産調整実施者でなければ同対策に加入することはできなかった。

(注6) 対象者は主に4ha以上(北海道は10ha以上)の認定農業者もしくは20ha以上の集落営農組織とされた。その仕組みは、麦・大豆等の畑作物とコメを対象に、販売収入が標準的収入を下回った場合に国と生産者が拠出した基金から減収額の9割を補てんするものである。

## 2 2007年秋以降の米政策の変遷

米政策改革は04年度を初年度とし、新システムへの移行・定着を目指して施策が展開されてきた。しかし、07年秋からの自民党政権主導の米政策の見直し、09年の民主党への政権交代による戸別所得補償制度の導入、そして、12年12月の自公政権の復活と、政治的環境の変化に伴い米政策も変更を重ねられ現在に至っている(第1表)。以下では、各時期の施策内容をトレースする(第2表)。

第1表 米政策に関する主な動き

		主な動き
02年	1月	生産調整に関する研究会発足
	12	「米政策改革大綱」の決定
04.	4	改正食糧法 米政策改革スタート
05.	3	新たな食料・農業・農村基本計画の制定
	10	「経営所得安定対策等大綱」の決定
07.	4	品目横断的経営安定対策の導入 生産者・生産者団体が主体となる需給調整システムへの移行
	7	参議院選挙での自民党の大敗
	9	07年産米価下落
	10	「米緊急対策」 「農政改革三対策の着実な推進について」
09.	8	衆議院総選挙で民主党過半数を獲得、民主党政権
10.	3	新たな食料・農業・農村基本計画の制定
	4	戸別所得補償モデル対策の開始
	7	参議院選挙での民主党の敗北
12.	12	衆議院選挙で自民党過半数を獲得
13.	5	「農林水産業・地域の活力創造本部」設立
	7	参議院選挙で自民党過半数獲得
	12	「農林水産業・地域の活力創造プラン」公表 「4つの改革」公表

資料 筆者作成

### (1) 米緊急対策(07年10月～09年度)

新システムへの移行や品目横断的経営安定対策の導入の初年度となった07年度において、出来秋の米価が大きく下落したこと等をきっかけに、米政策は大きく見直されることになった。07年10月に「米緊急対策」が決定され、07年産米の政府買入れや全国農業協同組合連合会による06年産米の飼料米処理への助成が措置されるとともに、08年の生産調整については、その達成に向けて取り組むとして、施策も見直すこととされた。

第2表 米政策に関する施策の推移

時期区分の名称	米政策改革以前	米政策改革		
		第一ステージ	第二ステージ	
対象時期	03年度時点	04～06年度	07年9月まで	
過半数の政党(衆議院)		自公		
過半数の政党(参議院)		自公		
基本的な考え方	-	農業者・農業者団体の主体的な需給調整の取組み		
行政の役割	-	国、地方(都道府県、市町村)は農業者・農業者団体の主体的な需給調整の取組みの支援		
国から都道府県への需要量情報の提供、生産数量目標の配分の方法	生産調整(主食用米を作付しない)面積を配分	ネガ(生産調整面積)からポジ(生産数量目標)への移行期間	需要量情報として情報提供 需要実績を基本とする算定	
農業者への生産数量目標の配分	市町村・農協	認定方針作成者から生産数量目標を通知		
市町村における配分ルール決定主体	市町村・農協 (水田農業推進協議会)	水田農業推進協議会		
地域段階における水田農業施策推進体制	市町村 (水田農業推進協議会)	水田農業推進協議会		
全国段階の推進組織	全国水田農業推進協議会	なし		
生産調整実施者に対する主食用米作付面積あたりの定額助成	なし			
生産調整実施者への米価下落対策	対象を限定	稲作経営安定対策	担い手経営安定対策	収入減少影響緩和対策
	対象を限定しない		稲作所得基盤確立交付金	稲作構造改革促進交付金 <sup>(注3)</sup>
主食用米以外の作付に対する交付金	生産調整とのリンク	あり		
	全国一律の交付金	あり	なし	
	地域裁量のある交付金	一部あり	産地づくり交付金	
	新規需要米	なし		
	加工用米	なし		
生産調整未達成にかかる他の施策等へのペナルティ・優先配慮	あり			

資料 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」、生産調整に関する要領等各種政策文書をもとに作成  
(注) 1 13年度においては、第二次安倍政権のもとで、施策の名称を経営所得安定対策に変えているが、施策の内容は戸別所得補償制度と同様であるためにこのような時期区分としている。  
2 当初予算としては措置されていないが、08年度に補正予算として生産数量目標を換算した面積に対して、10aあたり3,000円が交付されている。  
3 収入減少影響緩和対策の対象者以外に対する米価下落の補てんとして措置されたが、地域の判断で米価の下落補てんではなく、生産調整作物の振興に充当することも可能とされた。  
4 14年産については、従来どおり、過去の需要実績を基本として算出。

米緊急対策	戸別所得補償制度	4つの改革	18年産以降の米政策
07年10月～09年度	10～13年度 <sup>(注1)</sup>	14年度～	18年度～
自公	民主	自公	
民主	民主	自公	
食糧法の枠組みを踏まえつつ、農協系統と行政が適切に連携して、全都道府県・全地域で目標を達成できるよう全力をあげる	戸別所得補償モデル対策を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促す(要領)	食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む	生産者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供する情報等を踏まえて、自主的な判断により、交付金の活用による戦略作物の生産拡大や、ニーズに応じた生産と安定取引等の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産・販売に取り組む
	食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む(基本指針)		
需要量情報として情報提供	行政も、農協系統等と適切に連携して、需給調整に取り組む		農業再生協議会の運営に当たっては(中略)農業者団体及び行政が相互に連携して積極的に取り組む
需要実績を基本とする算定	生産数量目標の配分		配分しない
	・15年産からは14年産の都道府県別ウエイトで固定して配分 ・自主的取組参考値の提示 <sup>(注4)</sup>		
認定方針作成者から生産数量目標を通知			
水田農業推進協議会	農業再生協議会		
水田農業推進協議会	農業再生協議会		
全国水田農業推進協議会	なし		
なし <sup>(注2)</sup>	あり(15,000円/10a)	あり(7,500円/10a)	なし
収入減少影響緩和対策	米価下落補填交付金	収入減少影響緩和対策	収入保険の導入、収入減少影響緩和対策との選択制
-	米価下落補填交付金	-	-
あり	なし		
水田等有効活用促進対策事業等	水田活用の所得補償交付金	水田活用の直接支払交付金	
産地確立交付金	産地資金 (水田活用の所得補償交付金の内数)	産地交付金 (水田活用の直接支払交付金の内数)	
あり	あり(収量に応じた単価設定の導入)		
なし	あり		
あり	なし		

### a 生産調整の考え方と行政の役割：行政による指導の強化とペナルティの示唆

生産調整の推進にかかる要領（「米穀の生産調整実施要領」）も、08年1月31日に全部改正され、生産調整の実効性の確保と水田フル活用の実現を目指すこと、そのため、「行政も（中略）全都道府県・全地域で生産調整を達成するように全力をあげる」とされた。

これを受けて、全国、都道府県、市町村レベルで、行政、農協等の関係者による生産調整の達成に向けた「合意書」の締結が行われた。また、全国レベルでは、全国農協中央会、全国農業協同組合連合会、日本農業法人協会等の農業者組織や全国米穀販売事業共済協同組合等の関係団体、および農林水産省生産局で構成する全国水田農業推進協議会を組織し、需給調整の着実な実施に向けた取組みを推進することとされた。さらに、生産調整の公平性担保措置として水田農業の各種事業の要件や予算配分において生産調整の達成状況を優先的に配慮することが示唆されるなど、水田農業政策全般にわたって生産調整の達成に向けた取組強化が図られた。

また、基本指針において「生産数量目標の達成に向けて取り組む」と明記され、「単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みに転換」するとした米政策改革当初の理念からは遠ざかることとなった。

### b 生産数量目標の配分：面積換算値の提示

国から都道府県、都道府県から市町村への情報提供においては、生産数量ベースの需要量とともに面積換算値を合わせて提示することとなった。そのため、提供の形は需要量情報のままであったものの、実質上、04年産～06年産の配分方法に回帰し、行政としての指導を強めるものとなった。

### c 主食用米以外に対する助成：新規需要米への助成

米緊急対策のもとでは、地域に一定額を交付する産地づくり交付金とは別に、生産調整面積の拡大に対する予算措置が講じられ、飼料用米、米粉用米等の新規需要米に対する支援も打ち出された。ただし、その施策の多くは主に緊急的な補正予算として措置された<sup>(注7)</sup>。

具体的には、09年度当初予算に「水田等有効活用促進対策事業」が措置され、新たに生産調整面積を拡大した取組面積に対して全国一律単価で助成金が交付されることとなり、新規需要米への交付単価は10aあたり50,000～55,000円とされた。加えて、09年度補正予算により地域の需要に結びついた生産調整の取組みに対して助成を上乗せする「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」が措置され、両者を合わせて、新規需要米には実質80,000円/10aが交付されることとなった。

**(注7)** 個々の施策が十分なその時々への対応として講じられ、施策相互の関連性や整合性への配慮が不十分なため事業推進は複雑になり、現場担

当者の作業負担が増えるという副作用もあった(小針(2009b))。

#### d 主食用米に対する助成：収入減少影響緩和対策の拡充

08年度には、品目横断的経営安定対策の見直しがなされ、名称を水田・畑作経営所得安定対策に変更、対象要件も緩和された。また、収入減少影響緩和対策の仕組みは、農業者の選択によって最大20%の価格下落にも対応できるように見直された。

収入減少影響緩和対策による国から農業者への交付額をみると、08年度(07年産への補てん)には243億円、09年度(08年産の補てん)には54億円、10年度(09年産への補てん)には142億円となっている。

#### (2) 戸別所得補償制度(10年度～13年度)

民主党への政権交代により、同党のマニフェストに掲げられていた戸別所得補償制度の導入に向けての動きが急速に進められ、コメについては、10年度から「戸別所得補償モデル対策」(以下「モデル対策」という)として先行実施されることとなった。これにより、米政策の方向性は再度大きく変わることになった。<sup>(注8)</sup>

(注8) 13年度においては、第二次安倍政権のもとで、施策の名称を経営所得安定対策に変えているが、施策の内容は戸別所得補償制度と同様であるためこのような時期区分としている。

#### a 生産調整の考え方と行政の役割： ペナルティからメリットへ

民主党政権下では、生産調整の施策推進の基本的な考え方として、「戸別所得補償モ

デル対策を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図る」とし、引き続き、「農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」とされた。また、「全国水田農業推進協議会は需給調整の着実な実施に向けた取組みを推進する」とされ、米緊急対策で組織された生産調整にかかる全国組織にも言及している。

一方で、米緊急対策で示唆された事業採択における生産調整の達成状況による優先配慮など、生産調整未達成のペナルティとなるような措置は廃止された。<sup>(注9)</sup>そして後述するとおり、生産調整実施者には主食用米の作付けに対する直接的なメリット措置を講じることとされ、それをもとに農業者に生産調整への参加・不参加の判断を委ねる、いわゆる選択的な生産調整の仕組みとなった。

(注9) 併せて、認定農業者制度においても、生産調整の取組状況を認定の要件から外すことにした。

#### b 生産数量目標の配分：一律配分する 地域の増加

11年産からは、これまで、都道府県、および市町村に需要量情報として提示されていた算定値が、生産数量目標として示されるようになった(面積換算値も合わせて提供)。また、生産数量目標が戸別所得補償の交付基準となることを受けて、それまで制度上生産数量目標の配分がなかった、認定方針に参加しない農業者に対しても、地域協議



会から生産数量目標を配分することとした。

また、配分ルールとしては、都道府県に対する配分では、基本的に、これまでと同様需要実績にもとづいて算定することとした。しかし、都道府県段階、市町村段階での配分では、市町村間、農業者間での差を縮小、もしくはなくして配分する地域が増えた。これは、主食用米の作付面積が交付金の助成対象となったことに伴い、その観点からは、農業者間の公平を期するために、差をつけないことが望ましいとの指導があったことが影響したと考えられる。

#### c 主食用米以外に対する助成：全国一律単価の復活

「米緊急対策」のもとでは、従来からの施策と新たに措置された種々の対策が併存し、助成体系が複雑になっていたが、モデル対策では、それらを「水田利活用自給力向上事業」として一本化した。ただし、交付単価は、原則全国一律とされたため、交付金の活用における地域の裁量は縮小した<sup>(注10)</sup>。そして、同事業の交付金については、生産調整の達成状況にかかわらず交付することとした。

(注10) しかし、これまでの地域における生産調整の取組みのなかで麦・大豆・飼料作物等の栽培においてほ場の団地化や担い手への集積を行っている場合には、それらの取組みに応じて交付金を上乘せしていたため、全国一律に定められた基本単価による交付金のみでは、交付金額が大きく減少するケースがみられた。そのため、減額分を調整する「激変緩和措置」が講じられることとなり、その後の「産地資金（産地交付金）」へと引き継がれている。

#### d 主食用米に対する助成：戸別所得補償制度の導入

10年産からは、生産調整実施者に対して主食用米の作付面積に応じて交付金を直接交付する仕組みが初めて導入された。具体的には、米の生産数量目標に即して生産した販売農家または集落営農<sup>(注11)</sup>に対して15,000円/10aを定額で交付し、当年産の販売価格が標準販売価格を下回った場合には、さらにその差額を「米価変動補填交付金」として交付することとされた。これにより、収入減少影響緩和対策は事実上停止されることとなった。

実際の交付金額としては、米価が下落した10年度には、「定額部分」（11年産からの米の所得補償交付金）の15,000円/10aに加えて「変動部分」（11年産からの米価変動補填金）として15,100円/10aが交付され、総額で3,069億円の交付金が支払われた。11年度および12年度には米価変動補填交付金は発動されず、米の所得補償金として11年度には1,533億円、12年度には1,552億円が交付された。

(注11) 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約および代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものとされ、経営安定対策の集落営農と定義が異なる。

#### (3) 4つの改革（14年度～17年度）

第二次安倍政権のもと設置された農林水産業・地域の活力創造本部では、行政による生産数量目標の配分を前提とした生産調整対策が意欲のある担い手の効率的な生産を妨げる原因となっているとして、15年12月に、米の直接支払交付金の廃止等を内容

とする「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定、これに併せて農林水産省も「4つの改革」を策定した。

#### a 生産調整の考え方と行政の役割

4つの改革を受けて、再び生産調整の推進要領は全部改正され（「需要に応じた米生産の推進に関する要領」）、推進にかかる考え方として、「定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」とされた。ただし、基本指針では17年7月末の公表分まで、民主党政権下と同様、生産調整について、「農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」の文言は残された。

#### b 生産数量目標の配分：生産調整超過達成の促進による需給改善の推進

15年産からは、最近の需給動向を踏まえて算定される全国生産数量目標に加えて、民間在庫の数量等を勘案して、生産数量目標からさらに数量を減じて算出する「自主的取組参考値」が示された。

そして、16年産、17年産には、15年産と同様に生産数量目標と自主的取組参考値を示すとともに、その都道府県別配分については、15年産の都道府県別シェアを固定することとした。<sup>(注12)</sup>

(注12) 需要実績にもとづく生産数量目標よりも主食用米生産量を減じたことで、翌年度の配分で当該県が不利にならないようにするため、都道府県別シェアは固定とした。

#### c 主食用米以外に対する助成：飼料用米等への収量インセンティブの導入

戸別所得補償制度における「水田活用の所得補償金」は「水田活用の直接支払交付金」として継続された。このうち飼料用米・米粉用米に対する交付金の単価を収量に応じて設定することとなり、交付単価は最大で105,000円/10aとなった。また、自主的取組参考値を上限に、各都道府県に配分された当初の生産数量目標よりも主食用米の作付面積を減じた（いわゆる深掘り）県域に対しては、産地交付金をその面積に対し5,000円/10a追加配分することとされた。

#### d 主食用米に対する助成：米の直接支払交付金の単価半減とナラシの復活

「米の直接支払交付金」は17年度までの時限措置とすることとし、交付単価を7,500円/10aに半減した。米価下落等による収入減少に対する補てんは、再び収入減少影響緩和対策として措置された。加入者要件については、認定農業者・集落営農・認定就農者とし、規模要件は課さないこととされた。ただし、米穀にかかる交付要件としては、「米穀の生産数量目標に即した生産を行った者」であることとされた。

### 3 2018年産の枠組み

17年11月30日に決定された基本指針では、「平成30年産以降は、(中略)行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組む」とされ、それまでの基本指針にあった「農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組む」の表現は削除された。これに併せて、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」においても、「主食用米の生産数量目標の設定」にかかる項目が全て削除されている。

ただし、今回の見直しにおいては、食糧法の改正は伴っておらず、生産調整方針の認定、認定方針作成者による生産数量目標の配分等の法律上の規定はそのまま残されている。

主食用米以外の助成についてみると、18年度予算の概算要求では、水田活用の直接支払交付金は継続される。また、産地交付金の配分において、新たに輸出用米等に助成することとし(20,000円/10a)、転換作物(主食用米以外)の拡大による主食用米作付面積の減少面積に対する助成単価を5,000円/10aから10,000円/10aに増額することとしている。

一方、主食用米にかかる米の直接支払交付金は廃止される。収入減少影響緩和対策

は継続されるが、国による生産数量目標の配分が廃止されるのに併せて、これまでの「米穀の生産数量目標に即した生産を行った者」という交付要件がなくなる。

また、収入減少への対策としては、19年産から新たに導入される収入保険制度が選択肢に加わった。ただし、収入保険と、農業共済・収入減少影響緩和対策は類似施策であるため、いずれかの制度を選ぶ必要がある。

### 4 まとめにかえて

最後に、これまでみてきた施策の推移を踏まえた小括と今後の検討課題をまとめておく。

#### (1) 経営の自主判断・自由度の拡大

米政策改革においては、米づくりのあるべき姿の実現には、農業者が主体的判断にもとづき創意工夫を行い、多様な生産に取り組むことが必要不可欠とされていた。この点に関していえば、米政策改革により生産調整の配分は、ネガ配分からポジ配分に変わり、それが定着している。また、10年からは、主食用米以外の作付けへの助成は生産調整の達成いかんにかかわらず交付されることとなり、生産調整の達成・未達成にかかる他の施策等へのペナルティや優先配慮もなくなった。また、新規需要米が位置づけられたことにより、米を作りながら生産調整を達成するための選択肢も増えてきた。

このように、今日の生産調整の仕組みは、米政策改革以前の国による強制感の強い一律的な生産調整や、一部の報道で現在も用いられることのある「減反」とは異なるものになっており、農業者の経営の自由度は高まってきたといえる。

## (2) 生産数量目標の配分について

今回の見直しの焦点となった生産数量目標の配分についてみると、07年産において、一旦は、行政が生産数量目標の配分ではなく需要量情報を提供する形に変わった。しかし、08年産以降は、実質的に06年産以前と同様行政を通じて生産数量目標とその面積換算値が農業者に配分される形に戻っており、「農業者・農業者団体主体の需給調整システム」は、現在まで完全な移行には至っていない。

また、10年産以降は、食糧法の規定と異なり、生産数量目標という表現が国から都道府県、都道府県から市町村への配分において、公的に使用されてきた。そして、配分にかかる考え方も、当初の「売れるコメづくり」「需要に応じた生産」から、生産調整達成や需給引締めに向けた一律的、統一的なものへとシフトしており、需要に応じた生産とは方向を異にしていたようにみえる。

18年産以降も、食糧法改正は伴わないことから、法律上の生産調整の位置づけは変わらず、地域において認定方針作成者が生産数量目標の配分をする仕組みも維持される。しかし、現時点において農業再生協議

会の役割や調整の中身が明確に示されてはおらず、具体的なあり方はまだ不分明なところが多い。

## (3) 度重なる施策の見直しによる副作用

最後に、度重なる施策の見直しをもたらす副作用について指摘しておきたい。米政策改革においては、生産調整を「単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組みに転換」することが目指されていたが、米緊急対策において「生産調整を達成するように全力をあげる」ものとされた。また、戸別所得補償制度の導入に伴い、主食用米以外の助成の交付単価が原則全国一律とされ、運用における地域の裁量は縮小するなど、施策の推進において「地域として自らの課題を抽出し、計画を立て、それを施策の中に反映させていく」というプロセスも見いだしにくくなった。

18年産からの米政策の見直しも、繰り返される施策の見直しの過程を経て打ち出されているうえで、配分の方法を変えるという「手段」に焦点があてられており、生産調整の政策的な位置づけや今後の方向性に関するメッセージが見えにくくなっている。

また、地域水田農業の中核を担う、規模の大きな農業経営体ほど、施策の変更による経営収支、所得の影響が大きいことにも留意すべきである。

第1図は06年以降の経営面積10ha以上の水田農業経営（個別経営）の農業所得とその

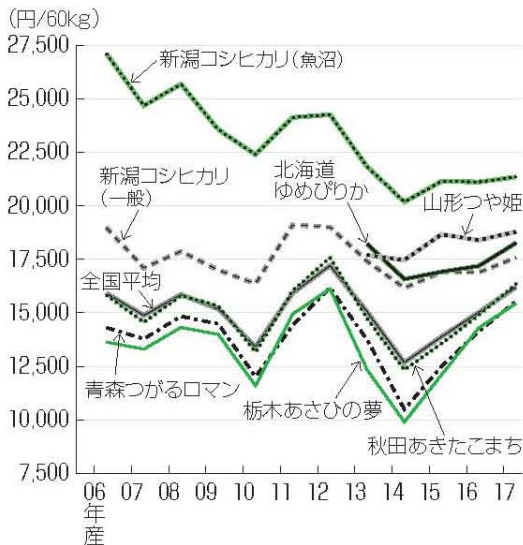
第1図 10ha以上の水田作経営(個別経営)の農業所得の内訳



資料 農林水産省「農業経営統計調査」  
 (注) 1 09年までは交付金等の内訳がない。  
 2 「交付金等」は農業経営統計調査の「共済補助金等受取金」の額。

内訳をみたものである。コメの販売と経費の差を示す「農業所得-交付金等」の額をみると、米価変動とおおむね連動しており(第2図)、米価が大幅に下落した10年と14年、および15年にはマイナスになっている。10年には、モデル対策の交付金により農業

第2図 産地品種別の相対取引価格の推移



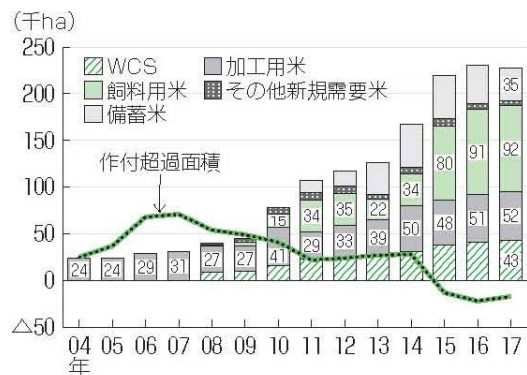
資料 農林水産省「米の相対取引価格・数量、契約・販売状況、民間在庫の推移等」のデータをもとに作成  
 (注) 米の相対取引価格の消費税相当額は、14年3月分までは5%、14年4月分以降は8%で算定。

所得は増加したものの、14年には米価下落と米の直接支払交付金の減額によって農業所得は2割減少している。特に、14年産米価は全国的に下落したものの、下落幅は産地銘柄によって大きく異なることから、下落幅の大きい地域の経営体での所得の減少幅はさらに大きかったものと推測される。

また、交付金の詳細が統計で公表された10年以降をみると、年々の施策の違いにより、交付金の種別構成も大きく変化していることがみてとれる。

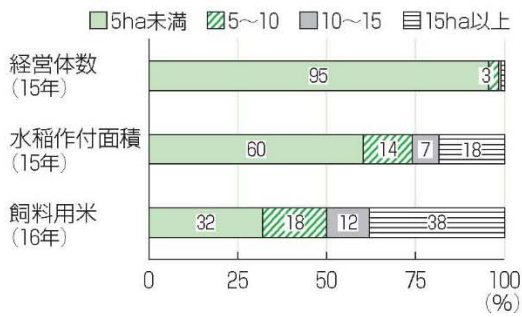
特に、15年における水田活用の直接支払交付金の増加には、飼料用米が大きく影響している。非主食用米の作付面積と主食用米の超過作付けの状況を見ると(第3図)、15年に飼料用米の作付面積が大幅に拡大し、これにより主食用米の超過作付けも解消された。水稻作付面積規模別の飼料用米の作付面積をみると、経営体数では5%に満たない5ha以上の経営体で飼料用米作付面積の約7割、うち10ha以上の経営体が約5割を占めている(第4図)。14年産の米価下落

第3図 主食用米の作付超過面積と非主食用米の作付面積



資料 農林水産省「米をめぐる参考資料」

第4図 水稲作付面積規模別の経営体数・作付面積シェア



資料 農林水産省「農林業センサス」「米をめぐる参考資料」

を受けて、確実に交付金収入が得られる飼料用米へのシフトを強めたものと考えられる。

また、15年における総所得に占める水田活用の直接支払交付金の割合をみると、水田作農家平均では5.4%であるが、経営規模が大きくなるほどその割合は高い。10ha以上の経営では3割を超え、近年上昇傾向にあり、水田活用の直接支払交付金は、実質的に担い手農業者の経営を支えるものとなっている。

しかし、交付金の交付体系が繰り返し変わることで、財政支出である交付金が、担

い手の経営安定にどのように寄与しているのかを、事後的にきちんと検証することが難しくなっている。また、政策が経営に与える影響の大きい土地利用型の農業者にとって、度重なる施策の見直しは、先の見通しを立てにくくし、経営判断を難しくする。

今後の政策決定、施策の検討においては、米政策改革で示された①明瞭で分かりやすい政策、②効率的で無駄のない政策、③決定と運用の過程の透明性が確保された政策という基本理念に立ち返るべきであろう。

<参考文献>

- ・荒幡克己 (2014)『減反40年と日本の水田農業』農林統計出版
- ・小針美和 (2008)「米政策改革の動向—米価下落等影響緩和対策を中心に—」『農林金融』7月号
- ・小針美和 (2009a)「米緊急対策以降のコメ政策の動向—備蓄運営を中心に—」『農林金融』3月号
- ・小針美和 (2009b)「現場にみる米政策改革の動向—生産調整実施者に対する助成を中心に—」『農林金融』8月号
- ・小針美和 (2010)「戸別所得補償モデル対策の現場からの課題」『農林金融』6月号
- ・佐伯尚美 (2009)『米政策の終焉』農林統計出版

(こばり みわ)



# 飼料用米の推進について

平成30年11月  
農林水産省政策統括官

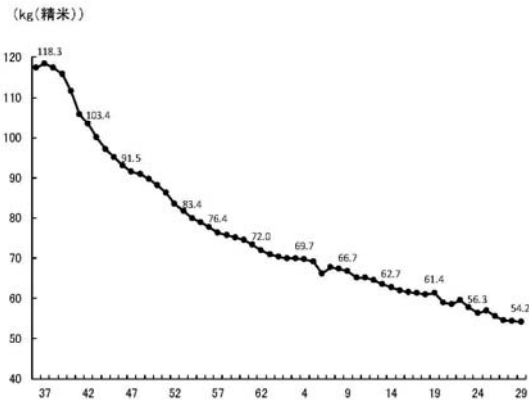
## 目次

○ 米の消費に関する動向	1
○ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）における位置づけ	2
○ 水田の利用状況の推移	3
○ 水田活用の直接支払交付金の概要	4
○ 飼料用米の取組の現状	5
○ 多収品種について	6
○ 平成30年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	7
○ コンタミ（異品種混入）防止対策について	8
○ 飼料用米の需要量	9
○ 飼料用米等の畜種別需要見込量（平成30年産）	10
○ 飼料用米の供給状況	11
○ 配合飼料メーカーへの飼料用米の供給について	12
○ 飼料用米の流通経費について（全国生産者団体による集荷・流通の場合）	13
○ 飼料用米の乾燥・調製・保管場所の確保にかかる事例	14
○ 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援	15
○ 飼料用米の畜種別供給量	16
○ 配合飼料原料に飼料用米を利用した場合の利用量（ケース別の試算）	17
○ 飼料用米の畜種別利用	18
○ 配合飼料工場における飼料用米の利用事例	19
○ 自家配合などで工夫して飼料用米を給与している事例	20
○ 飼料用米の生産性向上とブランド化	21
○ 担い手の飼料用米の生産コストの現状と10年後の生産コスト目標	22
○ 飼料用米の生産コスト低減に向けた具体的な取組	23
○ 「飼料用米生産コスト低減マニュアル」の作成	24
○ 「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催	25
○ 「飼料用米多収日本一コンテスト」褒賞受賞者取組概要①～③	26～28
○ 水田活用の推進（飼料用米の振興）による構造改革の促進	29
○ 米活用畜産物等ブランド化推進事業	30
○ 「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」の開催	31
○ 「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」褒賞受賞者の取組概要①～④	32～35
○ 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例①～②	36～37

## 米の消費に関する動向

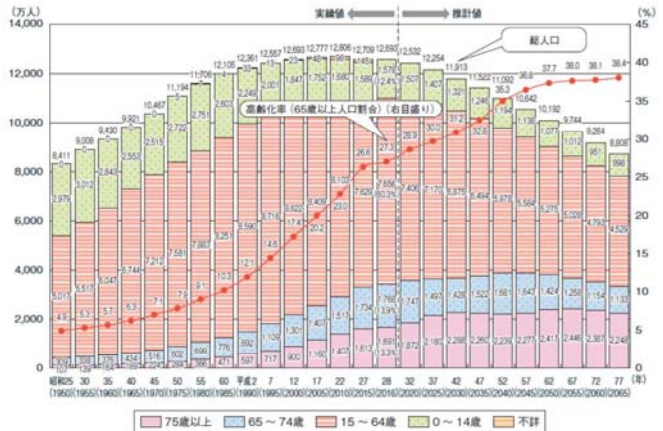
- 米の1人当たりの年間消費量は、昭和37年度をピークに一貫して減少傾向にある。具体的には、37年度には118kgの米を消費していたが、平成29年度には、その半分程度の54kgにまで減少している。
- 今後、我が国の人口は減少する一方で、高齢人口(65歳以上)割合は大きく増加し、生産年齢人口(14～64歳)は大きく減少する見込み。

### ○ 米の消費量の推移



資料:農林水産省「食料需給表」  
注:1人1年当たり供給純食料の値である。

### ○ 日本の人口推計



資料:内閣府「平成29年版高齢社会白書」(2015年まで総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」(平成28年10月1日確定値)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)の出生中位・死亡中位仮定による集計結果  
(注)2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による。年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

1

## 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)における位置づけ

- 飼料用米などの戦略作物については、**生産努力目標の確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う旨**を明記。

【食料・農業・農村基本計画】  
・食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定  
・今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

- 飼料用米等の生産拡大を位置づけ(平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン)。

(参考)飼料用米の生産努力目標の考え方

米価は、需要と供給のバランスで決まっており、米価の安定のためには、需要が減少する主食用米から飼料用米への転換を行うことが基本。このため、飼料用米の生産量は、主食用米の需要減少トレンドに合わせた増加を見込み設定。



### 食料・農業・農村基本計画(関係部分抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6)需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

- ① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大  
高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進(略)

#### イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下配の取組により、生産性を向上させ本作物を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せてその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県(産地)段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ(トラックの荷台等に米をバラで直積み)での流通への転換、チャトル輸送(掃り便の活用)、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

2



## 水田の利用状況の推移

○ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取組を進めることで、水田がフルに活用され、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。



## 水田活用の直接支払交付金

【平成31年度予算概算要求額 330,400 (330,400) 百万円】

### <対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。

### <政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン【平成37年度まで】）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減【平成37年度まで】
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha【平成37年度まで】）
- 飼料自給率の向上（40%【平成37年度まで】）

### <事業の内容>

#### 1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

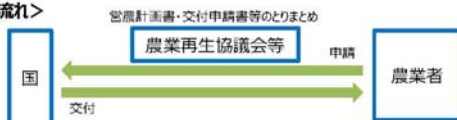
#### 2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は県段階で支援内容を決定）。

#### 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

#### <事業の流れ>



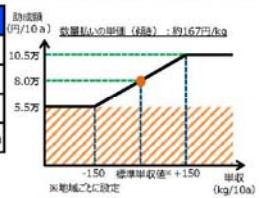
### <事業イメージ>

#### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物*	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※子実用とらもこし（飼料用）を含む

<飼料用米・米粉用米の収穫と交付単価の関係>



#### 産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物等	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種の取組	1.2万円/10a
そば、なたね	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
畑地化	交付対象水田からの除外	10.5万円/10a

上記のほか、

- ① 前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した都道府県に対し、その面積に応じて1.0万円/10aを配分する（転換作物拡大加算）とともに、
- ② その際、高収益作物等の作付面積が拡大した場合には、その面積に応じて、2.0万円/10aを更に追加配分（高収益作物等拡大加算）します。

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

## 飼料用米の取組の現状

- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- また、飼料用米の生産の約7割が経営規模(全水稲の作付面積)が5ha以上の大規模農家により担われている。

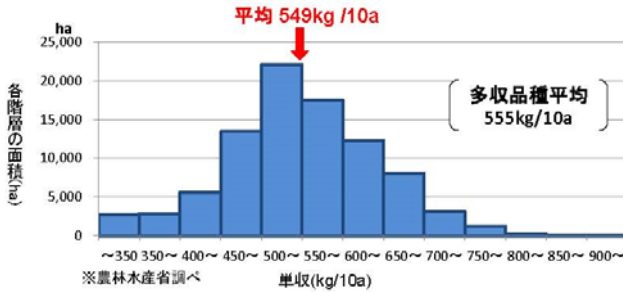
### 【飼料用米の作付・生産状況】

	H26	H27	H28	H29	H30
飼料用米作付面積(万ha)	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0
うち、多収品種の作付面積(万ha)	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5
割合	39%	37%	43%	50%	56%
うち、区分管理の取組面積(万ha)	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0
割合	80%	75%	80%	83%	88%
飼料用米生産量(万トン)	1.9	4.4	5.1	5.0	-

注:「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なる圃場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一の圃場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

### ○ 飼料用米の単収分布(平成29年産)

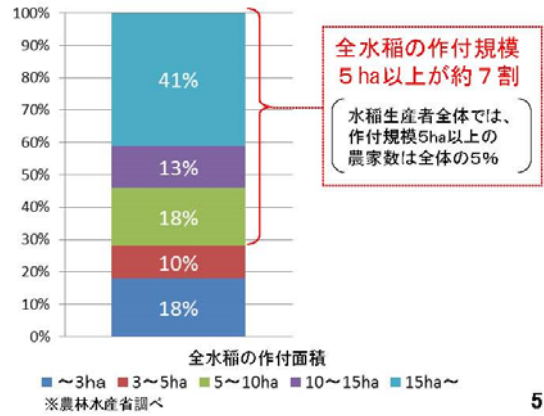
平均単収:549kg/10a



【参考】単収の推移

	26年産	27年産	28年産	29年産
水稲平均単収	530kg/10a	531kg/10a	531kg/10a	532kg/10a
水稲平均単収	536kg/10a	531kg/10a	544kg/10a	539kg/10a
飼料用米平均単収	554kg/10a	555kg/10a	558kg/10a	549kg/10a

### ○ 飼料用米生産者の経営規模(全水稲の作付面積)別分布状況(平成29年産)

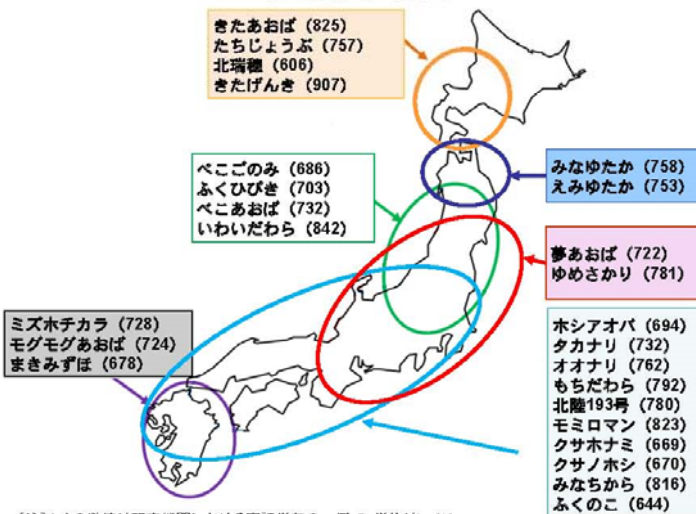


5

## 多収品種について

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
  - ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種(多収品種)
  - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(特認品種)

### 多収品種(25品種)



【注】( )の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

### 主な特認品種の例(平成30年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)
秋田県	秋田63号(725)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ニシアオバ(644)、たちすがた(600)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)

【注】( )の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

6

# 平成30年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

単位:ha

都道府県	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	1,841	143	8%	1,698	92%	495	27%	1,346	73%
青森県	5,434	118	2%	5,316	98%	1,148	21%	4,266	79%
岩手県	3,986	289	7%	3,697	93%	673	17%	3,314	83%
宮城県	5,553	460	8%	5,093	92%	4,352	78%	1,201	22%
秋田県	1,993	274	14%	1,719	86%	729	37%	1,263	63%
山形県	3,704	424	11%	3,280	89%	560	15%	3,144	85%
福島県	5,275	819	16%	4,456	84%	3,196	61%	2,078	39%
茨城県	8,003	813	10%	7,191	90%	3,459	43%	4,545	57%
栃木県	9,155	23	0%	9,132	100%	7,639	83%	1,516	17%
群馬県	1,243	186	15%	1,056	85%	1,040	84%	202	16%
埼玉県	1,669	512	31%	1,157	69%	1,091	65%	579	35%
千葉県	4,379	1,390	32%	2,989	68%	1,557	36%	2,821	64%
東京都									
神奈川県	13	13	100%	0	0%	13	100%	0	0%
新潟県	2,908	651	22%	2,257	78%	661	23%	2,247	77%
富山県	1,229	130	11%	1,100	89%	752	61%	477	39%
石川県	645	6	1%	639	99%	213	33%	432	67%
福井県	1,217	217	18%	1,000	82%	344	26%	874	72%
山梨県	16	3	16%	13	84%	11	68%	5	32%
長野県	267	89	33%	178	67%	95	36%	172	64%
岐阜県	2,347	867	37%	1,480	63%	1,569	67%	778	33%
静岡県	1,139	6	1%	1,132	99%	49	4%	1,089	96%
愛知県	1,449	896	62%	554	38%	1,265	87%	185	13%
三重県	1,691	206	12%	1,485	88%	598	35%	1,093	65%

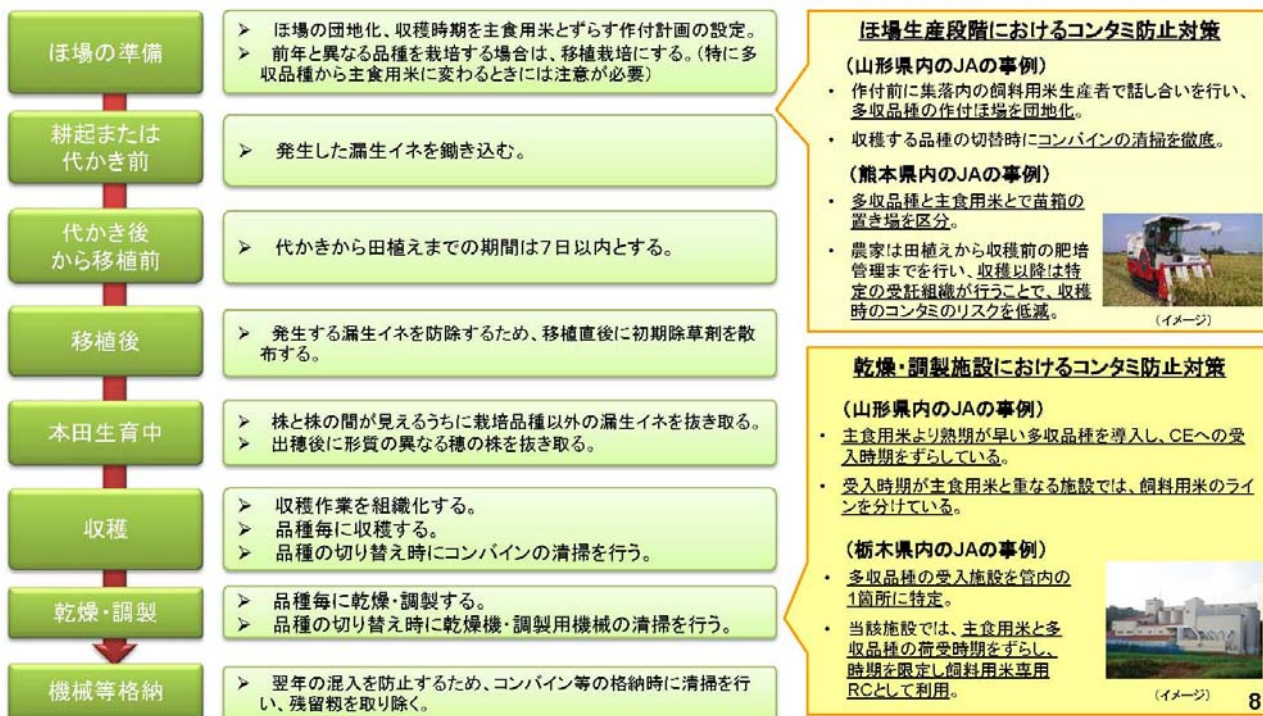
単位:ha

都道府県	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀県	941	278	30%	663	70%	730	78%	212	22%
京都府	122	0	0%	122	100%	7	6%	115	94%
大阪府	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫県	281	4	1%	278	99%	51	18%	230	82%
奈良県	43	10	24%	32	76%	36	85%	6	15%
和歌山県	3	1	48%	2	52%	2	54%	1	46%
鳥取県	794	0	0%	794	100%	0	0%	794	100%
島根県	983	2	0%	981	100%	34	3%	949	97%
岡山県	1,254	347	28%	906	72%	414	33%	839	67%
広島県	441	1	0%	439	100%	42	10%	398	90%
山口県	874	0	0%	874	100%	195	22%	680	78%
徳島県	543	242	45%	301	55%	265	49%	277	51%
香川県	131	19	15%	112	85%	51	39%	80	61%
愛媛県	319	81	26%	237	74%	93	29%	225	71%
高知県	944	153	16%	791	84%	272	29%	672	71%
福岡県	2,033	0	0%	2,033	100%	0	0%	2,033	100%
佐賀県	584	1	0%	583	100%	60	10%	524	90%
長崎県	131	16	12%	115	88%	78	60%	52	40%
熊本県	1,269	53	4%	1,217	96%	229	18%	1,041	82%
大分県	1,428	7	1%	1,421	99%	136	10%	1,292	90%
宮崎県	433	19	4%	415	96%	80	19%	353	81%
鹿児島県	822	119	14%	703	86%	413	50%	409	50%
沖縄県									
合計	79,535	9,894	12%	69,641	88%	34,705	44%	44,831	56%

注1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付はない。  
 注2：多収品種には、知事特認品種を含む。

## コンタミ(異品種混入)防止対策について

- 主食用米への混入を防止するためには、ほ場の準備から収穫・乾燥・調製まで、様々な段階で混入防止策を組み合わせることが有効。
- 多収品種に取り組む産地では、主食用米とのコンタミを防止するため、苗箱の置き場を区分する、多収品種の受入を特定のライスセンター(RC)に集約する、カントリーエレベーター(CE)での受入時期を主食用米とずらす等の工夫を実施。



## 飼料用米の需要量

- 畜産農家と耕種農家とのマッチングを実施し、30年産飼料用米については、畜産農家から約2万トン(63件)の希望が寄せられているところ。
- さらに、飼料業界主要4団体において120万トン程度(MA米・備蓄米を含まない数量)の需要があるなど、配合飼料メーカーからの要望もあり、農林水産省としてもこれらのマッチング活動を推進。

### ○ 30年産に係る飼料用米の需要量(MA米、備蓄米からの供給量は含まず)

- ・ 畜産農家の新規需要量：約2万トン(63件) (30年6月29日現在報告分)
- ・ 飼料業界主要4団体：約120万トン

#### 【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】

(平成29年3月28日公表)

- ・ 飼料業界の主要4団体が、飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
- ・ 当面の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

※(協)日本飼料工業会、くみあい飼料工場会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏業協同組合連合会

### ○ 中長期的な飼料用米の需要量

#### 【飼料用米に関する日本飼料工業会のメッセージ】(平成26年5月23日公表)

26年3月に日本飼料工業会が実施した組合員に対して需要見込量を調査した結果、中長期的にみた需要量は200万トン弱。

### ○ 畜産農家とのマッチング活動の取組体制

- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側(地域再生協・耕種農家等)へ提供
- ② 地域(再生協)における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報としてとりまとめ、利用側(畜産農家等)へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



## 飼料用米等の畜種別需要見込量(平成30年産)

- 畜産側の平成30年産に係る飼料用米等の需要見込量は、約130～150万トン程度。
- 畜種別には、肉用牛約11万トン程度、乳用牛約7万トン程度、豚38～45万トン程度、採卵鶏約42～48万トン程度、ブロイラー約30～36万トン程度。

		肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	合計
全農グループ飼料会社	千トン	106	49	237	270	155	817
	(使用割合)	13%	6%	29%	33%	19%	100%
日本飼料工業会組合員工場	千トン	4～6	8～12	146～216	125～185	134～198	418～618
	(使用割合)	1%	2%	35%	30%	32%	100%
全国酪農業協同組合連合会	千トン	2.2	12.2				14.4
	(使用割合)	15%	85%				100%
日本養鶏連	千トン				24.6	8.8	35.2*
	(使用割合)				70%	25%	100%*
合計	千トン	113～115	70～74	383～453	420～480	298～362	1,285～1,485
	(使用割合)	8%～9%	5%	30%～31%	32%～33%	23%～24%	100%

注1：各飼料業界団体の需要見込量は当該団体からの聞き取りであり、日本飼料工業会以外は使用可能数量。

注2：各飼料業界団体の畜種別需要見込量(使用可能数量)は畜種別使用割合から試算した数量。

注3：各飼料業界団体の畜種別の使用割合は全農グループ及び日本飼料工業会は推計値、全国酪農業協同組合連合会及び日本養鶏連は29年度実績。

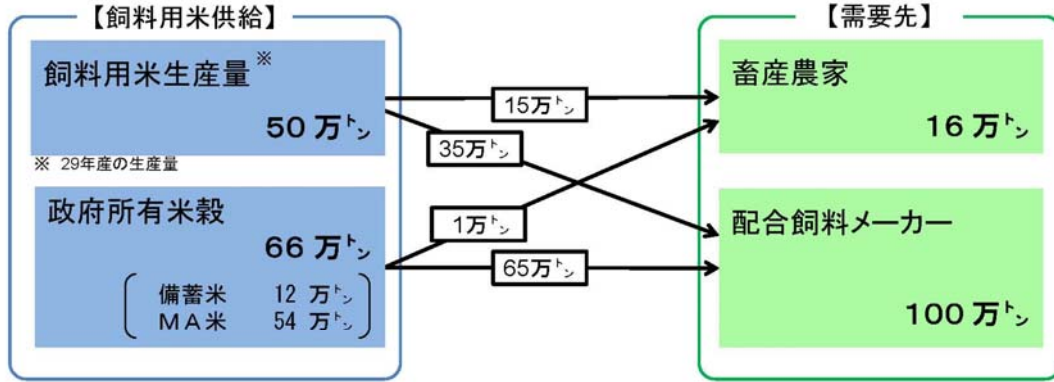
注4：全国酪農業協同組合連合会及び日本養鶏連の需要見込量には飼料用米のほか一部政府備蓄米及びMA米を含む。

※ 採卵鶏、ブロイラー以外の家畜に給与しているものが5%程度あることから、内訳と合計は一致しない。

## 飼料用米の供給状況

○ 現状、飼料用に120万トン程度の米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

### 米の飼料用としての供給量(29年度)



11

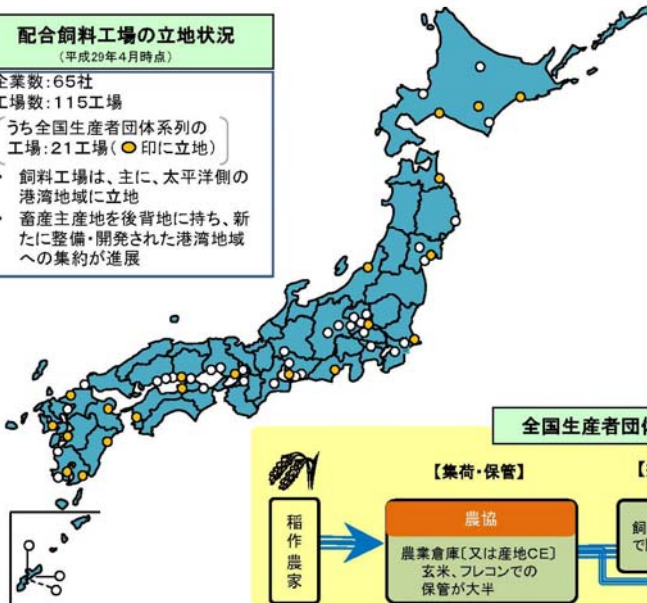
## 配合飼料メーカーへの飼料用米の供給について

- 耕種農家は、農協に出荷することで、自ら需要先の確保を図る必要がなく、飼料用米の生産に取組可能。
- 飼料工場では、次の課題をクリアすれば、受入量の増加に対応可能。
  - ・ 配合飼料の主原料(とうもろこし等)と同様またはそれ以下の価格での供給
  - ・ 現在の飼料工場は配合設計や施設面の制約から、短期・大量の受け入れは不可能であるため、工場への長期的かつ計画的な供給と集荷・流通の円滑化(例えば、半年程度前から供給量の調整を行い、計画的に搬入)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

**配合飼料工場の立地状況**  
(平成29年4月時点)

企業数: 65社  
工場数: 115工場  
(うち全国生産者団体系列の工場: 21工場 (●印に立地))

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地
- ・ 畜産主産地を後背地に持ち、新たに整備・開発された港湾地域への集約が進展



### 米の輸送経費 (一般貨物の運送料金をもとに農林水産省で試算※)

福井 → 鹿島工場(茨城県)	8,000~9,000円/t
福井 → 神戸工場(兵庫県)	5,000~6,000円/t
福井 → 知多工場(愛知県)	4,000~5,000円/t
県内輸送	1,000~3,000円/t

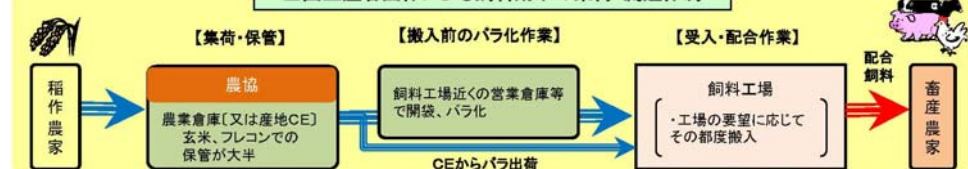
※国土交通省の一般貨物自動車運送事業(貸切)運賃料金(\*0.9)により試算。

### 飼料用米の取引価格

約30,000円/t

※ 近年の価格水準。

### 全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制

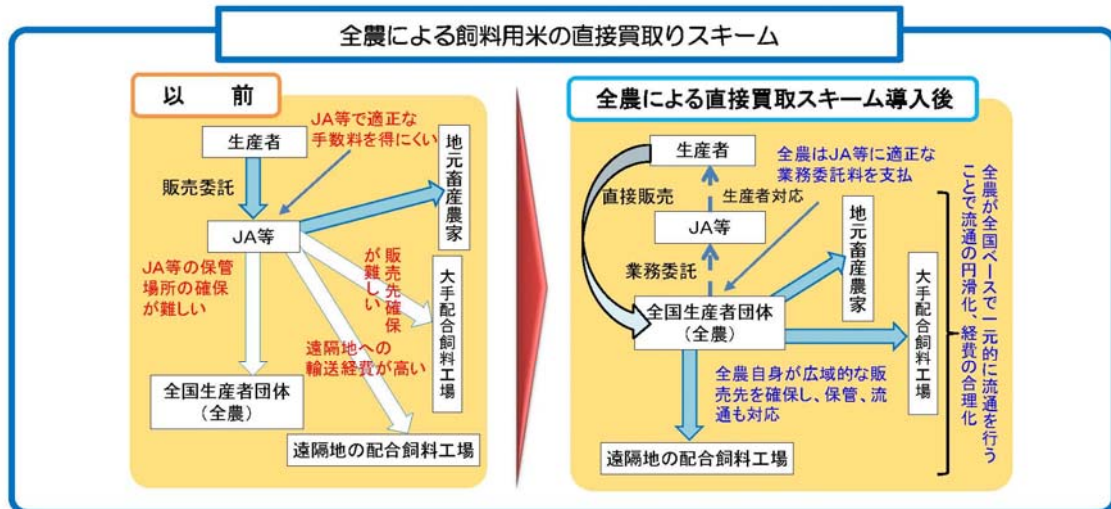


- 農協は、CEや耕種農家が乾燥した飼料用米を地域の農業倉庫等で保管。
- 農協と出荷契約を締結した全国団体は、飼料メーカーの要望に応じ、工場近くの営業倉庫等で開袋・バラ化作業を行い、工場に搬入。
- 飼料メーカーは、とうもろこしの代替として飼料用米を配合し、畜産農家に出荷(工場は、在庫として保有せず、計画的に受入・配合)。

12

## 飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

- 全国生産者団体(全農)に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と共同計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。
- 飼料用米の販売価格は主食用米よりも相当低い水準にあるが、輸送経費が販売代金を上回る実態にはないことに加え、水田活用の直接支払交付金の単価は、一般的な流通経費を勘案して設定している。
- このようなことを踏まえ、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

13

## 飼料用米の乾燥・調製・保管場所の確保にかかる事例

- 多収品種に取り組む産地の中には、
  - ① 空きのできた既存の主食用米倉庫の一部に保管している事例
  - ② 既存のカントリーエレベーター(CE)・ライスセンター(RC)の再編利用により新たな投資を最小限に抑えながら保管場所を確保している事例
  - ③ 地域内で一定量の飼料用米の生産拡大が見込めるとして新たに飼料用米専用のCEを建設している事例がある。
- 畜産側では、飼料の自家配合を行う比較規模の大きな農家が飼料用米保管タンクや倉庫を設置している事例がある。

### 産地側

#### ① 既存倉庫の利用 (栃木県内のJAの事例)

- ・空きが生じた主食用米の倉庫の一部を利用。
- ・フレコンに品種名を明記し、倉庫内での分別保管を徹底。



#### ②-1 既存CE・RCの再編利用

- ・管内14カ所のCE及びRCのうち、老朽化した1カ所のCEを改修し、飼料用米の調製保管施設として利用。
- ・管内のRCや個人で乾燥した籾を施設のサイロビんに集約保管し、需要先の利用形態に応じて扱振りをして出荷。地域の飼料用米流通の拠点施設となっている。

#### (秋田県内のJAの事例)



(「平成21年度強い農業づくり交付金」を活用)

#### ②-2 既存CE・RCの再編利用 (熊本県内のJAの事例)

- ・地域のCE・RCの再編に伴い、既存のCEにサイロ等を増設し、主食用米と飼料用米とを区分して管理。市内で生産する飼料用米は当施設で一元的に処理。
- ・飼料用米の区分集出荷体制を確立し、主食用米への混入を防止。



(「平成21年度強い農業づくり交付金」を活用)

#### ③ 飼料用米専用CEの新設

- ・年間を通じて均質な飼料用米を供給できる体制を構築するため、平成24年に飼料用米専用のCEを新設。
- ・これまで管内の11ヶ所のRCで行われていた飼料用米の乾燥調製を本CEに集約化するとともに、老朽化した4カ所のRCを閉鎖するなど施設の再編合理化も実施。

#### (宮城県内のJAの事例)



(「平成23年度戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業」を活用)  
※平成30年度の場合、「強い農業づくり交付金」を活用可能

### 畜産側

#### 畜産農家における飼料用米保管タンクの設置

##### (大分県内の養鶏農家の事例)

- ・最大2千トンの飼料用米が保管できる施設を整備し、飼養する採卵鶏15万羽に、自産産を中心とした飼料用米(粳米)を20%(一部は30%)配合した飼料を年間給与できる体制を構築。



(平成20年度に県単事業を活用)  
※平成30年度の場合、「畜産クラスター事業」を活用可能

#### 畜産農家における飼料用米保管施設の設置

##### (静岡県内の酪農家主体のコントラクターの事例)

- ・地域で生産された飼料用米(粳米)をハウスにおいてフレコン保管。施設内に設置した粉砕機で粉砕後、周辺の酪農家・肉牛農家に供給。



※平成30年度の場合、「強い農業づくり交付金」で導入可能

14

## 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設（カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等）の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

### ● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（31年度予算概算要求額：275億円の内数）

#### 稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。  
 （※単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。）

例1: 飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2: カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



#### 畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料（飼料用米を含む）生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。  
 （※長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。）

例: TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



### ● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（29補正：575億円の内数） （畜産クラスター事業）

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織等）が飼料用米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、施設整備等を支援。

例: 米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入



15

## 飼料用米の畜種別供給量

- 配合飼料メーカーの飼料用米の使用量（平成29年度（4月～3月）（確定値））

区分	肉牛	乳牛	養豚	採卵鶏	ブロイラー	合計
29年度使用量	4万ト	5万ト	28万ト	30万ト	31万ト	98万ト
（割合）	（3.8%）	（4.8%）	（29.0%）	（30.2%）	（32.1%）	（100.0%）

- コメの飼料としての特性

- ・ コメ（玄米）の家畜にとっての栄養価（TDN※）は、とうもろこしとほぼ同等。
- ・ 脂肪酸の含有量の面で、とうもろこしと比べオレイン酸が多く、リノール酸が少ないという特性を有し、豚肉の質が良くなる等の面で注目されている。
- ・ 畜種によって、家畜や畜産物へ与える影響が異なることから、配合割合に差がある。

※TDN: 家畜が消化できる養分の総量。カロリーに近い概念。

16

## 配合飼料原料に飼料用米を利用した場合の利用量(ケース別の試算)

家畜の生理や畜産物に影響を与えることなく給与可能と見込まれる水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	646万トン	385万トン	558万トン	299万トン	444万トン	
配合可能割合	20%	50%	15%	10%	3%	
利用可能量	129万トン	193万トン	84万トン	30万トン	13万トン	449万トン

調製や給与方法を工夫して利用すべき水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	646万トン	385万トン	558万トン	299万トン	444万トン	
配合可能割合	50%	60%	30%	20%	20%	
利用可能量	323万トン	231万トン	167万トン	60万トン	89万トン	870万トン

様々な影響に対し、調製や給与方法を十分に注意して利用しなければならない水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	646万トン	385万トン	558万トン	299万トン	444万トン	
配合可能割合	60%	60%	50%	30%	30%	
利用可能量	388万トン	231万トン	279万トン	90万トン	133万トン	1121万トン

資料:農水省調べ(生産量は飼料メーカー間取り、配合可能割合は畜産栄養有識者からの間取り及び研究報告をもとに試算)  
注:利用可能量は、平成29年度配合飼料生産量に配合可能割合を掛けて算出。

17

## 飼料用米の畜種別利用

- 牛や豚に飼料用米を給与する場合、消化性を向上させるために破碎や蒸気圧べん等の加工処理が必要。
- 鶏については、砂嚢(さのう)※を有するため、粳摺をしないで粒の粳米をそのまま給与することが可能。
- 最近では、粳摺や乾燥調製をしない低コストの取組として、破碎した粳米に水と乳酸菌を加え密封し、発酵させたSGS(ソフトグレインサイレージ)も一部地域で行われている。
- 飼料用米の利用を進めることで、海外のとうもろこしの状況に左右されにくい国産飼料に立脚した畜産経営が可能。  
※砂嚢:菌を持たない鳥類が、飲み込んだ砂や小石とともに食物をすりつぶす器官。「筋肉」「すなぎも」とも呼ばれる。

○ 畜種別の飼料用米の利用形態と利用に当たっての留意点等

畜種	利用形態	飼料用米の利用に当たっての留意点等
採卵鶏 肉用鶏	粳米(玄米)を粒のまま利用可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採卵鶏の場合、卵黄色が低下(卵の栄養には問題がなく、淡い卵黄色をブランドとして利用する取組もあり。パプリカ等の色素の添加で黄色の補正も可能)</li> <li>・ より高い配合割合で給与する場合、不足する栄養成分を調整する必要(特に粳米給与の場合は、蛋白質や脂肪が不足)</li> </ul>
豚	破碎等の加工処理した玄米(粳米)を利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より細かく粉碎の方が消化性が向上</li> <li>・ 飼料用米の配合割合を高めると、脂肪酸(オレイン酸、リノール酸)の割合が変化することにより肉質が向上</li> </ul>
肉用牛 乳用牛		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より細かく粉碎の方が消化性が向上</li> <li>・ 飼料用米を急に多給すると、ルーメンアシドーシス(ルーメン(第1胃)内が急激に酸性化し、正常な消化・吸収ができなくなる)が発生するおそれがあるため、家畜の様子を観察しながら徐々に配合割合を上げていくとともに、粗飼料を十分給与するなどの配慮を要する。</li> </ul>

飼料用米の加工形態



18



## 配合飼料工場における飼料用米の利用事例

### ■ 飼料メーカーA飼料(株)における配合飼料製造(牛・豚・鶏用)

#### 搬入・受入

製造計画に応じて必要な量の飼料用米(玄米)を工場外でバラ化して搬入

- ・産地を指定して配合する場合は、個別に管理する必要
- ・平成24年度は飼料用米約2万tを受入れ
- ・数量が少ないため、ライン搬入されているとうもろこしと異なり、10tトラックでバラ化した玄米を副原料用の受入口に投入



・200tタイプのサイロ2本を使用して一時貯留



(搬入される玄米)



#### 粉碎加工

玄米を粉碎加工した後、ラインで送り他の原料と混合

- ・牛・豚用配合飼料に用いる玄米は、消化性を高めるため、粉碎機で粉碎
- ・鶏用は、粉碎した玄米と丸粒のままの玄米を適度に配合して利用
- ・玄米の粉碎は、細かく砕くことのできるハンマー型粉碎機を使用



(破碎した玄米)



#### 原料の配合・搬出

通常の配合飼料と同様に飼料用米を含む配合飼料を搬出

- ・バラ出荷設備で搬送車に積み込み、畜産農家に出荷



- ・畜産農家においては、飼料用米の配合飼料を加工調整せず、そのまま家畜に給与

(飼料用米を配合した飼料)



19

## 自家配合などで工夫して飼料用米を給与している事例

#### 粒のまま給与

##### ■ 青森県 トキワ養鶏(採卵鶏)

粳米を粒のまま、自農場で他の原料と配合して給与。

(飼料用米の配合割合:68%)



##### ■ 大分県 鈴木養鶏場(採卵鶏)

粳米を粒のまま、自農場で他の原料と配合して給与。

(飼料用米の配合割合:20%)



#### 加工(破碎・圧ぺん等)して給与

##### ■ 千葉県 プライムピック千葉(養豚)

自農場で玄米を破碎

↓  
食品残さと混合して液状化飼料(リキッドフィード)を製造

↓  
肥育豚に給与

(飼料用米の配合割合:10%)



##### ■ 岐阜県 臼井牧場(酪農)

自ら開発した破碎機で粳米を破碎し、他の飼料原料と配合して給与。

(飼料用米の給与量:7kg/日)

(飼料給与量の約2割)



#### 発酵させて給与(SGS)

##### ■ 山形県 真室川町農協

生粳米を破碎(既存の籾殻膨軟化処理機(プレスパンダー)を活用)

↓  
水と乳酸菌を加え密封し約2ヶ月かけてサイレージ発酵・長期保存可能

↓  
畜産農家(酪農、肉用牛)に供給

【収穫後】 【破碎後】 【SGS】



#### SGSとは

収穫した飼料用米(粳米)を乾燥させることなく、粉碎・加水・密封してサイレージ発酵させた飼料。

嗜好性や保存性に優れ、飼料用米の利用拡大や、濃厚飼料の代替として注目。

\* SGS: ソフト・グレイン・サイレージ (Soft Grain Silage) の略

20

# 飼料用米の生産性向上とブランド化

- 「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)に飼料用米等の生産拡大を位置づけ(平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン)。
- この確実な達成に向けて、農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)においては、多収品種の導入拡大などによる飼料用米の生産コスト低減、また、耕種農家と畜産農家の連携による、飼料用米の特徴を活かした畜産物の高付加価値化を図る取組を進めることとされた。

## 農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定) <<抜粋>>

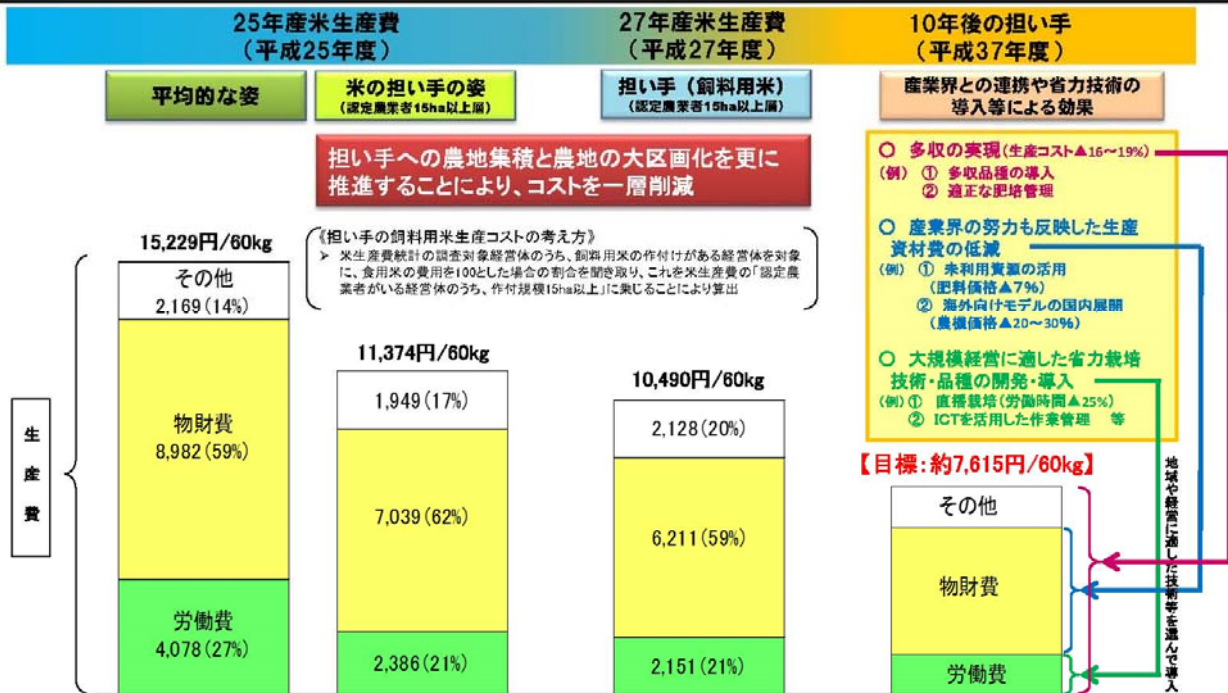
### 10 飼料用米を推進するための取組

- (1) 食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標の確実な達成に向けて、生産性の向上と畜産物のブランド力強化が飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現する必要がある。
- (2) このため、水田活用の直接支払交付金による支援とあわせて、現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」や「飼料用米多収日本一」表彰を活用しながら、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などを推進し、飼料用米の生産コスト低減を進める。
- (3) また、耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品として利用するだけでなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を進める。

21

## 担い手の飼料用米の生産コストの現状と10年後の生産コスト目標

- 今後10年間(平成37年まで)で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増(759kg/10a)により平成25年全国平均比2倍に向上(担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減(約7,615円))



注1: ( )内は、生産費全体による割合である。注2: 上記の生産費は、出荷前の段階までに掛かる経費であり、搬出・出荷経費、流通経費等は含まれない。  
 注3: 農業所得は、生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地代を控除した額を粗収益から差し引いて算出される。  
 資料: 「平均的な姿及び「米の担い手」の姿(認定農業者15ha以上層)」は「農業経営統計調査 平成26年産米生産費」

22

## 飼料用米の生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約化、生産資材価格の引下げ、現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」や「飼料用米多収日本一」を活用しながら、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及により単収の向上等を図ることで、生産コストの低減を推進

### 担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
  - ・分散箇所の解消
  - ・農地の大区画化、汎用化

(参考) 米の生産コスト(25年度)  
 全国平均 : 1万5千円/60kg  
 15ha以上層 : 1万1千円/60kg

### 生産資材費の低減

#### 農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

### 多収栽培

#### 多収品種の導入、適正な肥培管理

(実証例)  
 単収  
 530kg/10a → 700kg/10a  
 (全国平均) (多肥栽培で単収増)

生産費  
 16千円/60kg(全国平均)  
 → 13千円/60kg

### 省力栽培技術の導入

#### 直播栽培(育苗・田植えを省略)

(実証例)  
 労働時間  
 18.4時間/10a → 13.8時間/10a  
 (移植) (直播)

費用(利子・地代は含まない)  
 103千円/10a → 93千円/10a  
 (移植) (直播)

穀コーティング種子 無人ヘリの活用も可能

### 農業機械の低コスト仕様

- ・基本性能の絞り込み
- ・耐久性の向上

⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等(標準モデル比2~3割の低価格化)

### 肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化(肥料の自家配合等)、精密可変施肥
- ・フレキシブルコンテナの利用(機械化による省力化等)

⇒土壌改良資材のフレコン利用(20kg袋比7%低価格化)

### 合理的な農業使用

- ・発生予察による効果的かつ効率的防除
- ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除(IPM)
- ⇒化学農薬使用量抑制

### 未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用
- ⇒従来品比7%低価格化

### 作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上

### ICTを活用した作業管理

作業のムダを見つけて手順を改善

(実証例)  
 田植え作業時間  
 1.62時間/10a → 1.15時間/10a  
 (移植作業時間の削減)

23

## 「飼料用米生産コスト低減マニュアル」の作成

- 飼料用米については、『日本再興戦略』改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、多収品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上(担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減)させるとの目標を設定するなど、その本作化に向けた取組を進めているところ。
- 農林水産省では、この目標の確実な達成に向け省内関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を公表。

### ■飼料用米生産コスト低減推進チームの検討状況

時期	内容	第1回会合 (平成27年10月16日)	第2回会合 (平成27年11月13日)
平成27年8月~9月	生産コスト低減に係る取組事例の把握		
10月16日	第1回会合 ・推進チーム立ち上げ		
11月13日	第2回会合 ・関係者からの意見聴取①		
12月1日	第3回会合 ・関係者からの意見聴取② ・マニュアル案について		
12月15日	第4回会合 ・マニュアル案について	森山農林水産大臣(当時)の指示により、農林水産省内の関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し、計4回の会合を開催。会合では、先進地等からの意見聴取や、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」作成等について、検討を行った。	
12月17日	マニュアルの公表		

### ■マニュアルの公表(平成27年12月17日)

本チームにおける検討の節目として、現場の農業者が取り組みやすい飼料用米のコスト低減策を示した「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、公表しました。なお、より現場に寄り添ったものとするため、現場での失敗事例とその対応を整理し、本マニュアルの掲載 ホームページに追加掲載しています。(以下はマニュアル紹介パンフレット)

飼料用米の低コスト生産の実現に向けて「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成しました。

**多収実現**  
 多収品種の導入  
 単収: 530kg/10a → 700kg/10a  
 (全国平均) (多肥栽培で単収増)

**低減技術**  
 省力栽培技術の導入  
 労働時間: 18.4時間/10a → 13.8時間/10a  
 (移植) (直播)

**規模拡大**  
 農地集積・集約化  
 今後10年間(平成35年まで)で全農地面積の8割を担い手に集積

24

## 「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催

### ■ 趣旨

飼料用米生産農家の生産水準の向上を推進するため「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。  
2回目となる平成29年度では前年の448件を上回る464件の応募があった。

### ■ 内容

全国の飼料用米生産者のうち  
①多収品種（知事特認含む）で、  
②作付面積がおおむね1ha以上、  
③生産コスト低減等に取り組む  
経営体からの応募を受け、飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰します。

### ■ 褒賞区分

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・全国農業協同組合連合会会長賞
- ・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞賞



### ■ 29年度の農林水産大臣賞の受賞者の概要

#### 【単位収量の部】

#### ○ 河野 享功(北海道美唄市)

品種	作付面積	単収	地域の単収との差(地域の平均単収)
きたげんき	約1ha	968kg/10a	382kg/10a(586kg/10a)

#### 【地域の平均単収からの増収の部】

#### ○ 海地 博志(山口県山口市)

品種	作付面積	単収	地域の単収との差(地域の平均単収)
北陸193号など	約2.5ha	867kg/10a	330kg/10a(537kg/10a)

※地域の平均単収は作況補正後の数値



25

## 取組概要①(河野 享功(北海道美唄市):29年度農林水産大臣賞(単収の部))

品種	作付面積	単収	地域の単収との差(地域の平均単収)
きたげんき	約1ha	968kg/10a	382kg/10a(586kg/10a)**

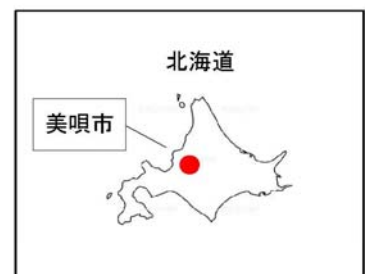
※作況補正後の地域の平均単収

#### 【経営概況】

- 家族3人で経営する専業農家
- 米を中心とした複合経営、主食用米と飼料用米の輪作体系

#### 【作付品目】

- ・主食用米:  
ゆめぴりか、ふっくりんこ、 10.1ha  
ななつぼし、おぼろづき
- ・飼料用米:きたげんき 1.0ha
- ・麦:きたほなみ 6.2ha
- ・大豆:ユキホマレ 3.9ha
- ・なたね:キザキノナタネ 3.6ha



#### 【取組のきっかけ】

- 基盤整備事業後の大区画化ほ場に対応する作付体系の1品目として飼料用米に取り組む。

#### 【取組概要】

- 単収向上に向けて、①高収量が見込める栽培条件の良いほ場を飼料用米に選定、②基肥6kgN/10a(標肥:4.5kgN/10a)、追肥7.2kgN/10a(標肥:5.4kgN/10a)の多肥栽培を実施。
- 生産コスト低減を図るため、①植栽密度を慣行23~24株/m<sup>2</sup>から18~19株/m<sup>2</sup>に減らす疎植栽培を行うことで、育苗箱数が50枚/10aから42枚/10aに削減されるほか、労働力を低減、②初中期一発剤により、地域慣行と比べて除草回数を減らすことにより、資材費、労働力を低減しつつ、適正な雑草管理を実現、③長期間の効果が期待できる「北おろし箱粒剤」による育苗施用による省力化、④籾を半乾状態のままJA施設にバラ搬入することで、乾燥及び運送経費の軽減、包装容器代の削減、等の取組を実施。
- 地域の取組として、稲わらの全量を粗飼料として畜産農家に供給し、耕畜連携に取り組む。

26

## 取組概要②(海地 博志(山口県山口市):29年度農林水産大臣賞(増収の部))

品種	作付面積	単収	地域の単収との差(地域の平均単収)
北陸193号、みなちから	約2.5ha	867kg/10a	330kg/10a(537kg/10a)

※作況補正後の地域の平均単収

【経営概況】

- 家族経営  
農繁期には延べ7名を期間雇用
- 近隣農家(12~15経営体)の乾燥・調製作業を受託

【作付品目】

- 主食用米  
中生新千本、ヒノヒカリ、山田錦等 3.2ha
- 飼料用米(種子用を含む):  
北陸193号、みなちから、ホシアオバ等 3.3ha



【取組のきっかけ】

○ 実需者の「「エサも国産で」食料自給率UP！」と食の安全・安心へのこだわり、耕畜連携(資源循環型サイクル)を基本とした取組に共感するとともに、飼料用米の交付金によって経営の安定化が図れることを期待して、平成22年産から本格的な飼料用米(当初は「モミロマン」)生産に取り組む。

【取組概要】

- 平成23年産から、より多収性と耐倒伏性に優れる「北陸193号」に変更。地域での栽培に適し、主食用米との作期分散や主食用米乾燥・調製後の収穫等作業によりコンタミ防止が図られている。なお、この品種は脱粒性が高いため極度の立毛乾燥には注意が必要であること、株張りが良すぎ草茎が固いため、地上高30cmの部分を刈り取ることで収穫時のコンバイン負荷を軽減。
- 生産コスト低減を図るため、①植栽密度を地域の慣行60株/坪から50株/坪に減らす疎植栽培により、資材費、労働力を低減、②実需者から鶏糞堆肥の無償供給を受ける耕畜連携の取組と、基肥・追肥に安価な単肥(硫酸・尿素)の使用によって肥料費を低減、③病害虫防除剤の苗箱散布、除草剤の移植時同時散布により労働力を軽減、④実需者へフレコン出荷することで包装容器代及び運搬経費の削減、等の取組を実施。
- 実需者と実需者に出荷する他の飼料用米生産者が連携し、生育診断等を実施する現地圃場視察会等を行うことにより、生産者同士が切磋琢磨し、単収向上を目指している。
- 西日本農業研究センターと連携し、2年前から新品種(「みなちから」、「中国222号」)の実証圃場として、取り組みを実施。

27

## 取組概要③(有平柳カントリー農産(宮城県加美郡加美町):28年度農林水産大臣賞)

品種	作付面積	単収	地域の単収との差(地域の平均単収)
夢あおば	約2.3ha	932kg/10a	387kg/10a(545kg/10a) <sup>※</sup>

※作況補正後の地域の平均単収

【経営概況】

- 昭和50年に平柳宮農集団組合を発足させ、地域の7戸の農家で当法人を平成15年に設立。
- 耕種作物のほか、きのこ(えのきたけ)を栽培  
あひこひろみ
- 代表取締役社長:我孫子 弘美
- 構成員[H28]:7名(雇用12名)

【作付品目】

- ・主食用米: ひとめぼれ、金のいぶき等 18.3ha  
計5品種
- ・飼料用米: 夢あおば 2.3ha
- ・大豆: ミヤギシロメ 18.8ha
- ・種子用: 夢あおば、東北211号 4.2ha
- ※えのきたけを年間510トン栽培



【取組のきっかけ】

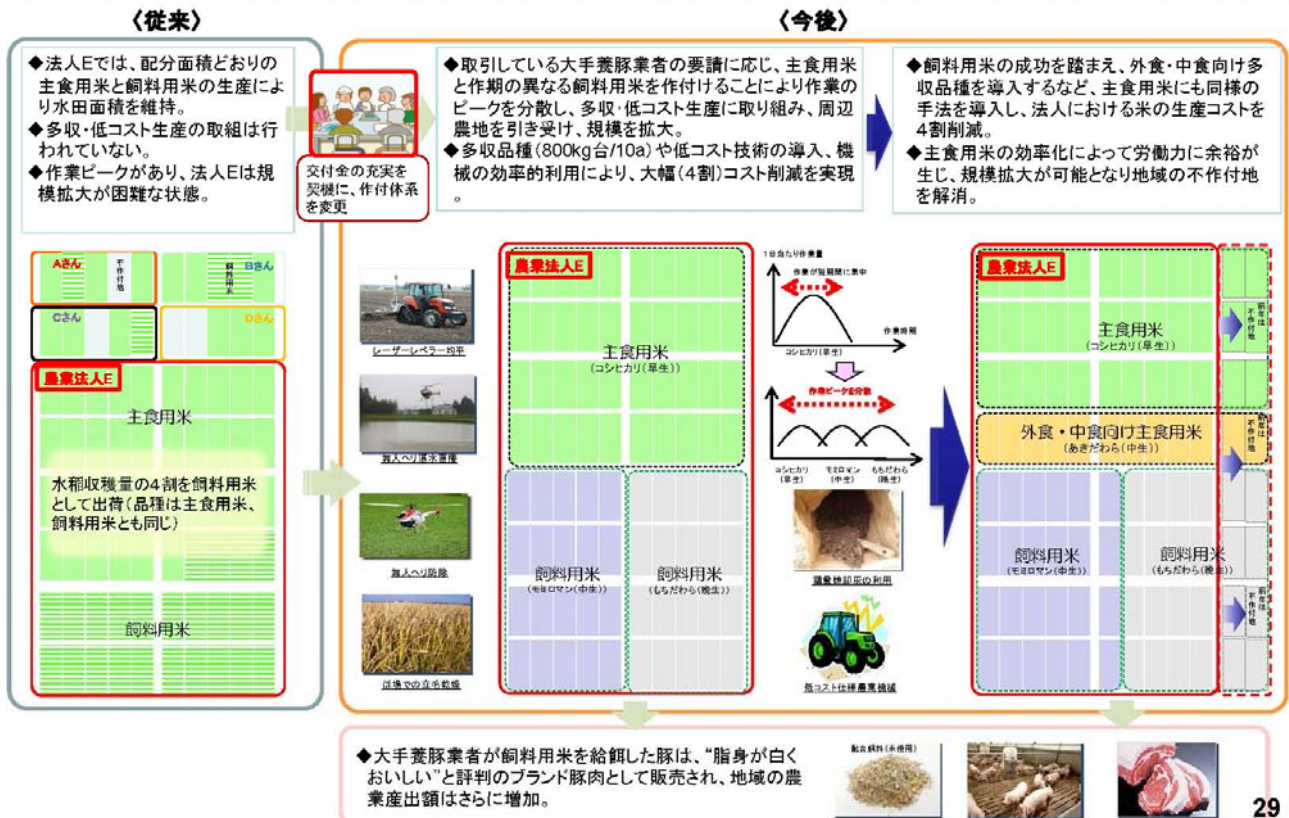
○ 大豆作後の稲の倒伏対策として、平成20年から飼料用米(夢あおば)に取り組む。

【取組概要】

- 大豆作後に飼料用米を作付け、土壌窒素を有効活用。また、牛ふん堆肥(2t/10a)とえのきたけ栽培で発生する廃培土を原料とした堆肥(1t/10a)を施用し、化学合成肥料の使用量を低減。
- 疎植栽培(慣行70株/坪⇒50株/坪)で育苗箱を慣行の30枚/10aから18枚/10aに削減。
- 元肥は、移植時に窒素1.2~1.5kg/10aを側条施肥。追肥はしていない。
- 中干し(6月下旬~7月中旬)完了2日後に溝切りを実施し、用水・排水を円滑化。
- 通水期間の最後(9月中旬)に湛水し、止水することで品種が本来必要な登熟期間を確保し未熟粒発生を低減。
- パラ集荷に対応しているJA加美よつばの飼料用米専用のカントリーエレベーターに乾燥を委託し、全量を2tダンプによるバラ輸送とすることで、包装資材費及び労働費を削減。

28

# 水田活用の推進(飼料用米の振興)による構造改革の促進



## 米活用畜産物等ブランド化推進事業

【平成31年度予算概算要求額 35 (35) 百万円】

### ＜対策のポイント＞

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化の取組を支援します。

### ＜政策目標＞

飼料用米を活用した畜産物等のブランドの確立により5年間で10%売上増加

### ＜事業の内容＞

#### 1. 米活用畜産物等ブランド展開事業

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド展開による米の需要の拡大に向けた産地の取組等を支援します。

- ・ブランド化の戦略策定に係る検討会の開催
- ・生産流通実態の調査
- ・販路開拓・販売促進のためのPR活動 等

#### 2. 米活用畜産物等全国展開事業

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品の全国的な認知度向上や販路開拓に必要な取組等を支援します。

- ・飼料用米を給与した畜産物のロゴマークによる普及
- ・効果的な地域の取組事例の情報収集・発信
- ・産地と実需者との商談会やセミナーの開催
- ・差別化のためのメリット調査 等

### ＜事業の流れ＞



### ＜事業イメージ＞

#### 【米活用畜産物等ブランド展開事業】



#### 【米活用畜産物等全国展開事業】



【お問い合わせ先】政策統括官付穀物課(03-3502-7950) 30

## 「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」の開催

### ■ 趣旨

飼料用米を活用した畜産物のブランド化の取組を全国に広げていくため、飼料用米を生産する農家と連携しながら、従来の畜産物より付加価値を向上させて飼料用米を活用した畜産物を販売している畜産事業者を表彰し、その成果を広く紹介。

平成29年度が初開催で全国から52件の応募。平成30年度以降も引き続き実施予定。

### ■ 内容

全国の飼料用米を活用した畜産物を付加価値のあるブランド商品として販売している畜産事業者のうち、

- ① 安定的な販路を確保し販売を実施
- ② 耕種農家と連携体制を構築
- ③ 高付加価値化により販売額を増加等について優秀な取組を行っている者を表彰。

### ■ 褒賞区分

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・公益社団法人中央畜産会会長賞



### ■ 表彰事業実施主体

一般社団法人日本養豚協会

### ■ 29年度の受賞

- ・農林水産大臣賞  
「日本の米育ち 平田牧場金華豚・三元豚」 (株) 平田牧場
- ・政策統括官賞  
「豊の米卵」 (有) 鈴木養鶏場
- ・全国農業協同組合中央会会長賞  
「玄米育ち岩手めんこい黒牛」 (有) キロサ肉畜生産センター
- ・公益社団法人中央畜産会会長賞  
「伊勢美稲豚 (いせうまいねぶた)」 (株) 大里畜産



31

## 平田牧場「日本の米育ち金華豚・三元豚」【飼料用米活用の優良事例①】

### 取組の概況

#### 【需要者】

- ・株式会社 平田牧場（養豚）（山形県酒田市）
- ・養豚生産から食肉加工、加工肉製造、流通、外食小売まで一貫経営
- ・年間約20万頭生産
- ・飼料用米を活用したブランド化開始 平成9年～
- ・1万2千トンの（約73.5kg/頭）の飼料用米を利用（1頭あたりの飼料用米利用割合平均約20%）

#### 【飼料用米の生産状況】

- ・提携農場数 52（1道6県）（直営農場11＋農場提携農場41）
- 作付面積2,044ha（977戸）

### 第1回 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト 【農林水産大臣賞】



平田牧場は、飼料用米を活用した畜産物ブランド化の先駆者として日本最大の規模を誇る。

大学、研究機関等と連携し、飼料設計や給与技術の改善、肉質の向上等に取組み、平田牧場金華豚・三元豚など、全ての豚が飼料用米を活用（肥育飼料前期15%・後期30%）した『日本の米育ち豚』をブランド化。

産直連携の取組とともに生産・流通・販売まで一貫して行うことで、収益性の高いブランドを生み出しており、消費者からも高い評価。

日本の米育ち  
三元豚 牧平 金華豚  
牧場田



32

## 鈴木養鶏「豊の米卵(とよのこめたまご)」【飼料用米活用の優良事例②】

### 取組の概況

#### 【需要者】

- ・ 有限会社 鈴木養鶏場（養鶏）（大分県速見郡日出町）
- ・ 鶏卵の生産・加工・販売のほか、惣菜・菓子販売、有機肥料生産及び販売などで6次産業化
- ・ 飼養状況：成鶏 12万7千羽 雛 5万羽
- ・ 飼料用米を活用したブランド化開始 平成19年～
- ・ 28年度の飼料用米は1,300 t、29年度は1,700 tを活用（飼料用米の飼養割合は17%～40%で総使用量の約1/3）

#### 【飼料用米の生産状況】

- ・ 国産飼料用米は、全量農家と直接契約（63件）
- ・ 鶏糞のほぼすべてにあたる1,200tを水田に還元し、地域資源循環や周囲への環境に配慮。



### 第1回 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト 【政策統括官賞】



- 全ての鶏に国産飼料用米を給餌し、アニマルウェルフェアの成鶏舎や多彩な商品アイテムの開発で、高付加価値なブランド化の取組を推進。
- 地元スーパー・生協への販売、直営店舗の設置などで直売の比率は8割以上となり、収益性の高い安定した販路を確保し、高品質と高価格での販売を実現。

卵は「鮮度」がいのち健康なたまごを食卓にお届けします。



33

## キロサ肉畜生産センター「玄米育ち岩手めんこい黒牛」【飼料用米活用の優良事例③】

### 取組の概況

#### 【需要者】

- ・ (有)キロサ肉畜生産センター（肉牛）（岩手県岩手郡岩手町）
- ・ 哺育・肥育の一貫体系。東北地方を中心に、直営農場（県内2牧場）と預託農家（1道5県）において、約9,500頭（交雑種）を飼養
- ・ 飼料用米を活用したブランド化開始 平成24年～
- ・ 自社飼料工場において、飼料用米の圧ぺん処理と粉碎を行い、オリジナルの配合設計で、飼料用米の配合割合を高める（約10%）
- ・ 28年度は飼料用米約1,500 tを利用

#### 【飼料用米の生産状況】

- ・ 地元産の飼料用米の活用
- ・ 生産した堆肥を地元飼料用米ほ場で活用する循環型農業を推進。



### 第1回 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト 【全国農業協同組合中央会会長賞】



- 地元JA等の飼料用米を積極活用し、自社飼料工場を持つ強みを活かして圧ぺんや粉碎技術を駆使し、米の配合割合を高めている。
- 肉用牛としては一般より高い割合（約10%）での給餌と出荷月齢を長く取ることで高付加価値化を図り「玄米育ち岩手めんこい黒牛」のブランド化に成功。
- 肉質の向上等により付加価値を高め、全国への販路開拓を図る。



34



# 大里畜産「伊勢美稲豚(いせうまいねぶた)」【飼料用米活用の優良事例④】

## 取組の概況

### 【需要者】

- ・ (株)大里畜産(養豚) (三重県津市大里睦合町)
- ・ 県下6農場において、繁殖、育成、肥育の発育ステージ別の3サイトの生産システムを採用し、一貫経営で、外食産業用などニーズに応じた特徴ある豚肉を生産。
- ・ 母豚約1,400頭飼育、年約32,000頭出荷。
- ・ 飼料用米を活用したブランド化開始 平成24年～
- ・ 飼料用米は1,300tを購入し、植物性タンパクや飼料用米(15%混合)を加熱、粉碎したオリジナル飼料を生産・給与。

### 【飼料用米の生産状況】

- ・ 国産飼料用米は、地元の生産法人農家等から購入。

## 第1回 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト 【公益社団法人中央畜産会会長賞】



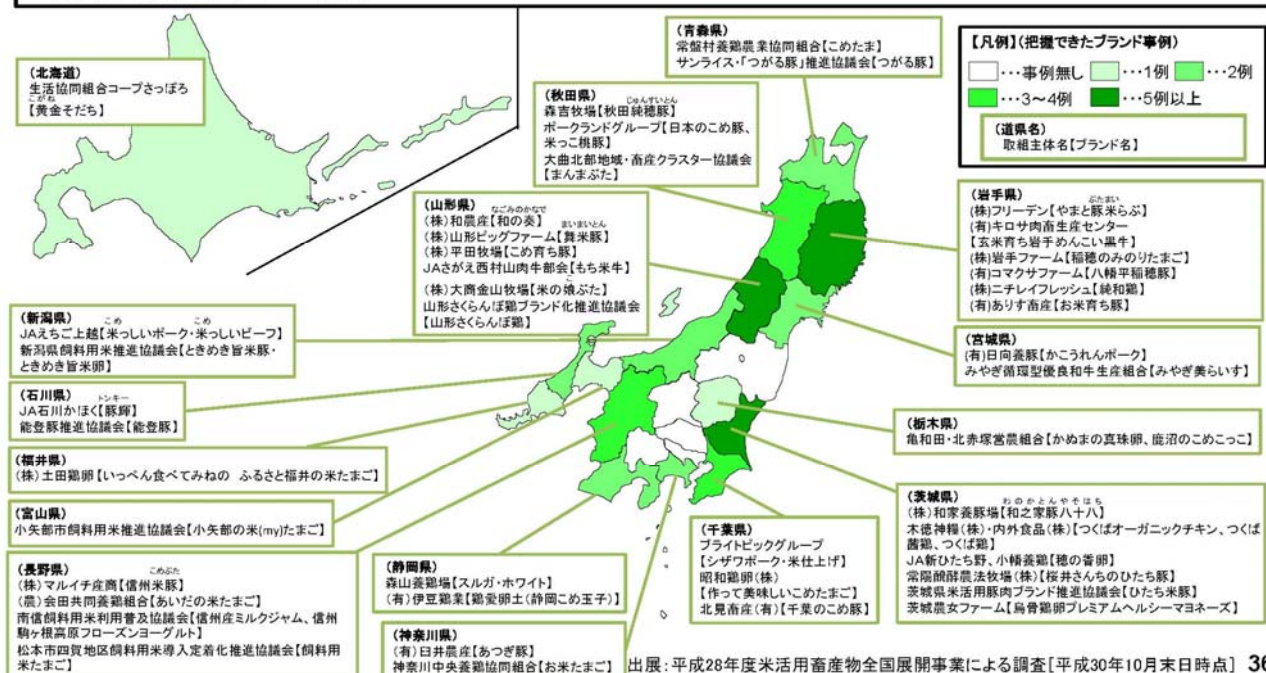
- 年間を通じ、ほぼすべての豚に三重県産飼料用米を給与し、独自のブレンド加工で臭みがなく脂身の白さの際だった豚肉を生産。
- 農場、食肉センター等でISO22000の認証を取得し、飼料用米を活用した美味しい豚肉と徹底した衛生・安全管理で収益性の高いブランドを確立。
- 自社加工を約7割とするなど、ニーズに応じた独自ブランドで販路の拡大を図る。



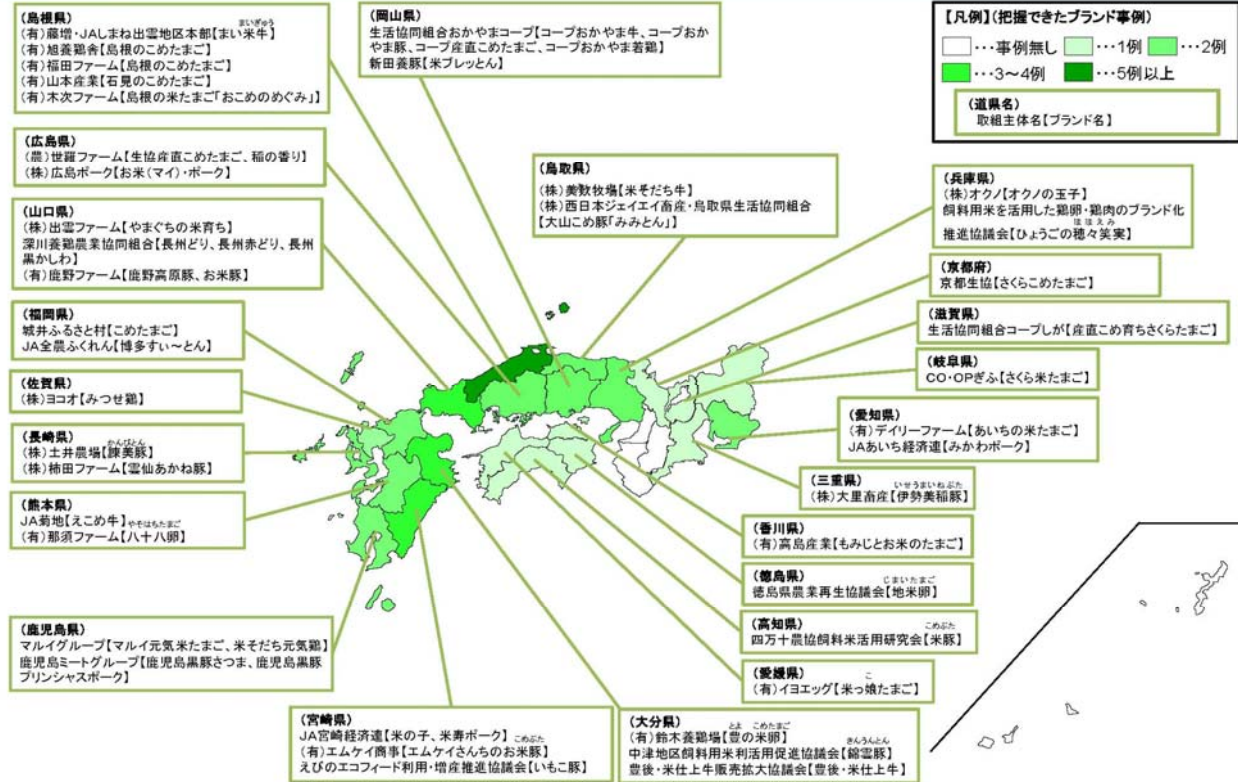
35

## 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例①

- 飼料用米の利活用には、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。(38道府県85事例)
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。



## 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例②



出展：平成28年度米活用畜産物全国展開事業による調査[平成30年10月末日時点] 37

# 飼料メーカーの立場からの課題の提言

昭和産業株式会社 飼料畜産部  
飼料原料課長 多田井 友揮

## 1. 本年の状況

主食用米の価格上昇等により、飼料用米の単価が最大 3 円/kg 程度上昇。これに伴い、飼料用米の作付面積は 13%減少し、契約数量も相応減少している。

## 2. 全国生産目標 110 万トンに向けた課題

### ①インフラ整備等によるコストダウン

飼料メーカーの数量拡大に向けて、更なるコストダウンが必要。特に飼料用米は売買価格が低いため、輸送コスト・保管コストが大きく、利用促進を阻害する一因となっている。

課題解決のために、飼料用米の生産地を飼料コンビナートの近隣に集約するような誘導策も望まれる。

### ②飼料用米を使用している畜産物の更なる普及・拡大

弊社グループでは、国産飼料原料にこだわった卵「和のしずく」、東京家政大学の学生が考案した飼料用米を使用した「こめたまご」を使用した卵メニューをラベルに謳った「たまごのある暮らし」、もみ米を使用した雛への飼料「こめっ娘シリーズ」等の販売を実施している。

消費者に対して、飼料用米の使用意義である自給率向上や水田保持など継続して訴え、畜産物の特徴を継続して発信し、認知を広げることによる需要拡大が必要。

### ③耕畜連携の推進

畜産生産者は家畜排せつ物の処理に苦慮している。一方で、飼料用米生産者は生産コストを下げる必要があるとなる。

双方にメリットがある飼料用米の水田に家畜堆肥を還元する耕畜連携の取組を弊社で開始しているが、取組拡大に苦慮している。取組拡大に向けて、生育面、物流面、労力、コスト面がネックになっている。一方山口県で、養鶏場が出た鶏糞を飼料用米の水田に 1 トン/10a 撒くことで反収が 880kg/10a 出る取組が一般化しており、取組を普及することで、全国でも同様の展開ができる可能性があると思われる。

### ④情報提供の充実

飼料用米の契約は毎年 6 月に行なわれるが、生産見込み数量等の参考となる客観的な情報がなく、当事者間で手探り状態にて契約をしている。

具体的な生産動向、指標価格等の客観的な情報提供が望まれる。

以上の課題を 1 つ 1 つ解決することにより、生産目標に近づくと考えますが、安定的な生産のために、政府支援が将来的に継続されることが必要と考えます。

以上

# 資材メーカーの立場からの課題の提言

～ 飼料用米の屋外・常温保管ユニットの普及課題 ～

太陽工業株式会社 物流システムカンパニー  
マーケティング室長 西村 哲

## 【実証報告】

### 1. 2017年3月 日本飼料用米振興協会主催

「飼料用米普及のためのシンポジウム2017」にて

【飼料用米の保管手段の低コスト化研究報告】発表

※共同実証・・・東京農業大学畜産マネジメント研究室（粳米）三重県農業研究所（玄米）

※発表資料・・・弊社ホームページに掲載

<[https://www.taiyokogyo.co.jp/dcms\\_media/other/shiryouyoumai\\_presentation.pdf](https://www.taiyokogyo.co.jp/dcms_media/other/shiryouyoumai_presentation.pdf)>

※展示・・・屋外保管用【TBOランニングコンテナ】・製品パネル

### 2. ユニット（資材組合せ）での常温・屋外保管が可能

①防水性・耐久性・密封性のあるTBOランニングフレキシブルコンテナ ※耐用年数15年

②底部の水切り促進と腐敗防止が可能な樹脂パレット ※耐用年数10年

③雨水侵入防止と紫外線対策の屋外保管用（クロスラム）シート ※耐用年数3年

④地面を固化し雑草対策も兼ねたコンクリートキャンバス ※耐用年数15年

### 3. 実証結果

■粳米水分率14%、玄米10%とも水分率の上昇は僅か（約1%）

■カビ発生なし（注1）

■鳥獣被害なし

■飼料成分も変化なし

■ランニングコンテナの耐候（強度）劣化なし（注2）

※注1：アフラトキシンB1、ゼアラレノン、デオキシニバレノールを検査（食環境衛生研究所）

※注2：詳細は弊社ホームページに掲載

### 4. コスト比較

#### ①ワンウェイフレコン

保管・入出荷¥13+運賃¥1~5+集約保管等経費¥3+フレコン代¥2=計¥19/kg

※出展：H27年度 農研機構シンポジウム

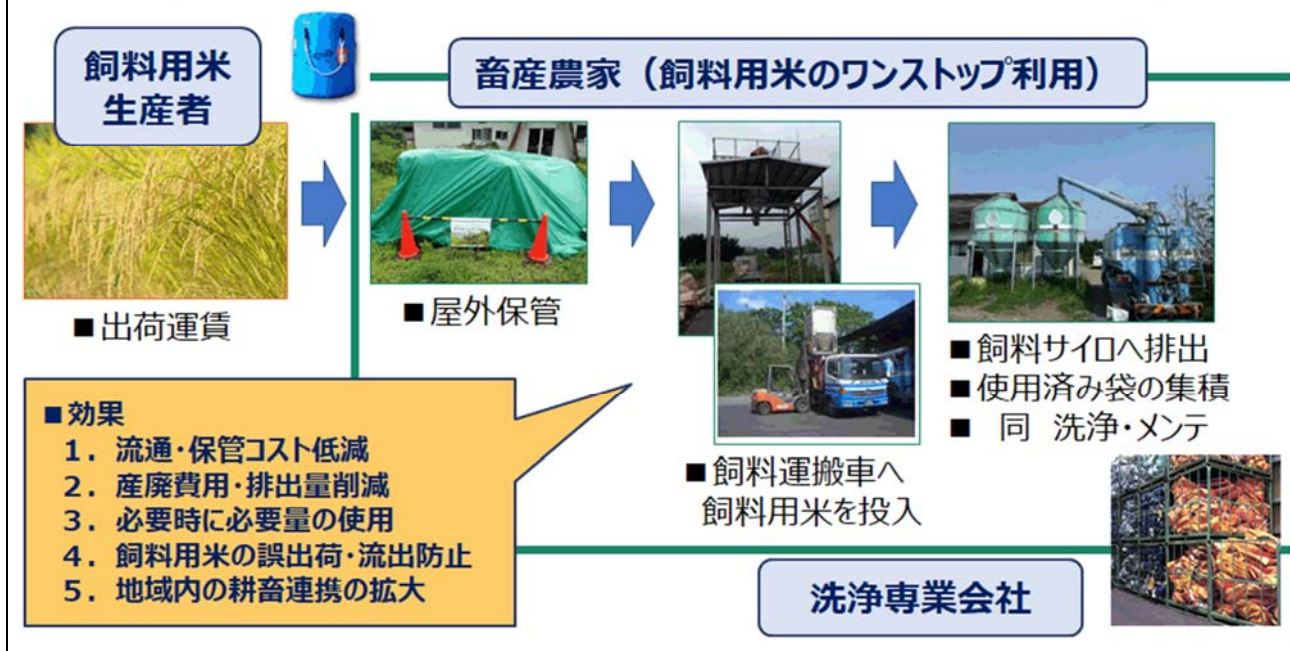
#### ②屋外保管ユニット

【粳米800kg】【玄米1000kg】と重量が異なるが、資材費用のみは計¥15/kgが目標

※管理運用コストを含まず

※畜産農家での飼料運搬車への飼料用米投入が前提

## 屋外保管ユニット運用（ランニングコンテナ）



### 【今後の課題】

1. 購入者が各地区によって異なるため、当社だけでは製品提案が十分にできず、普及活動も停滞
  - ※当社製品は製造業界で使用されているため農畜産分野は営業範囲外
  - ※当社担当者の訪問によるニーズ抽出も困難
2. リユース管理が必要
  - ※使用後の回収～洗浄・メンテナンス～空袋保管～納品
3. 広域流通ではなく、地域流通に限定
  - ※ランニングコンテナの回収が必要
4. 購入（イニシャル）コストが大きい
  - ※製造業界ではリース販売を実施しているが、リユース管理者設置が前提
5. 交付金対象となっていない
  - ※保管ユニットは設備ではなく資材

これらについて実績がありません。

(一社) 日本飼料用米振興協会

「第3回 コメ政策と飼料用米の今後の方向についての意見交換会」

【話題提供】

～飼料用米の屋外・常温保管ユニットの普及課題～

太陽工業株式会社  
物流システムカンパニー  
マーケティング室長  
西村 哲

© 2018 TAIYO KOGYO

【実証報告】

1. 2017年3月 日本飼料用米振興協会主催  
「飼料用米普及のためのシンポジウム2017」にて  
【飼料用米の保管手段の低コスト化研究報告】発表

※共同実証・・・東京農業大学畜産マネジメント研究室（粳米）  
三重県農業研究所（玄米）

※発表資料・・・弊社ホームページに掲載

<[https://www.taiyokogyo.co.jp/dcms\\_media/other/shiryoyoumai\\_presentation.pdf](https://www.taiyokogyo.co.jp/dcms_media/other/shiryoyoumai_presentation.pdf)>

※展示・・・屋外保管用【T B Oランニングコンテナ】・製品パネル



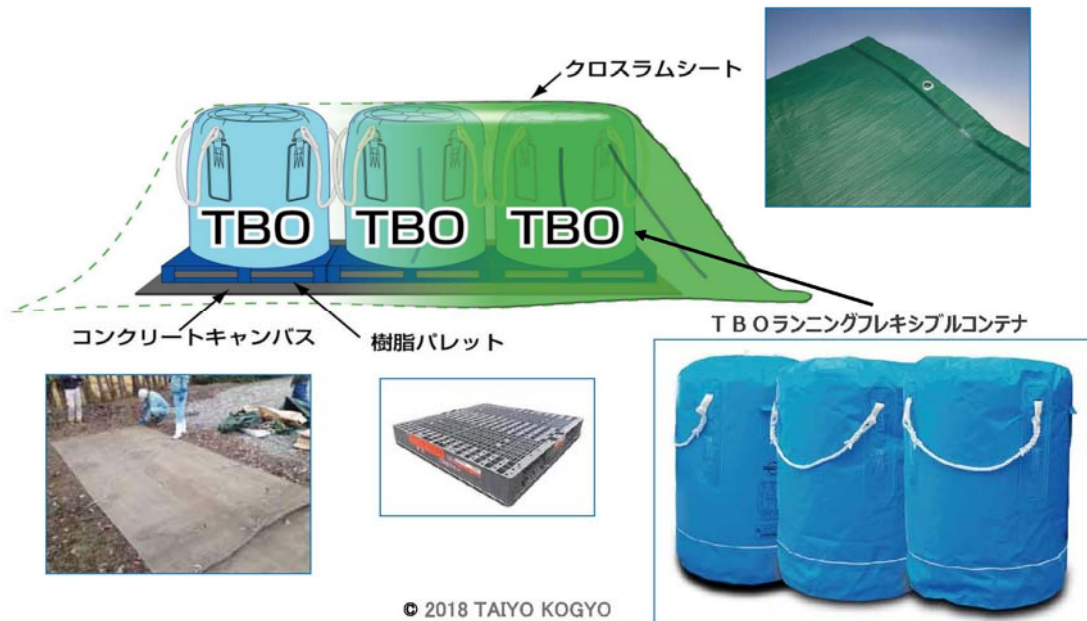
© 2018 TAIYO KOGYO



## 【実証報告】

### 2. ユニット（資材組合せ）での常温・屋外保管が可能

- ①防水性・耐久性・密封性のあるTBOランニングフレキシブルコンテナ ※耐用年数15年
- ②底部の水切り促進と腐敗防止が可能な樹脂パレット ※耐用年数10年
- ③雨水侵入防止と紫外線対策の屋外保管用（クロスラム）シート ※耐用年数3年
- ④地面を固化し雑草対策も兼ねたコンクリートキャンバス ※耐用年数15年



## 【実証報告】

### 3. 実証結果

- 粳米水分率14%、玄米10%とも水分率の上昇は僅か（約1%）
- カビ発生なし（注1）
- 鳥獣被害なし
- 飼料成分も変化なし
- ランニングコンテナの耐候（強度）劣化なし（注2）

※注1：アフラトキシンB<sub>1</sub>、ゼアラレノン、デオキシニバレノールを検査（食環境衛生研究所）

※注2：詳細は弊社ホームページに掲載

### 4. コスト比較

#### ①ワンウェイフレコン

保管・入出荷 ¥13 + 運賃 ¥1~5 + 集約保管等経費 ¥3 + フレコン代 ¥2 = 計 ¥19/kg

※出展：H27年度 農研機構シンポジウム

#### ②屋外保管ユニット

【粳米800kg】【玄米1000kg】と重量が異なるが、資材費用のみは計 ¥15/kgが目標

※管理運用コストを含まず

※畜産農家での飼料運搬車への飼料用米投入が前提

© 2018 TAIYO KOGYO

## 【運用イメージ】

### 屋外保管ユニット運用（ランニングコンテナ）



© 2018 TAIYO KOGYO

## 【今後の課題】

### 1. 購入者が各地区によって異なるため、当社だけでは製品提案が十分にできず、普及活動も停滞

※当社製品は製造業界で使用されているため農畜産分野は営業範囲外

※当社担当者の訪問によるニーズ抽出も困難

### 2. リユース管理が必要

※使用後の回収～洗浄・メンテナンス～空袋保管～納品

### 3. 広域流通ではなく、地域流通に限定

※ランニングコンテナの回収が必要

### 4. 購入（イニシャル）コストが大きい

※製造業界ではリース販売を実施しているが、リユース管理者設置が前提

### 5. 交付金対象となっていない

※保管ユニットは設備ではなく資材

採用実績がない

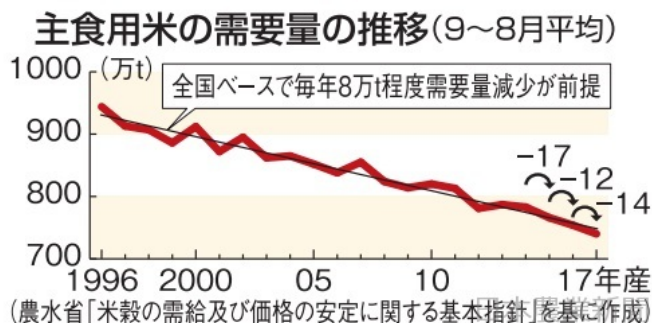
© 2018 TAIYO KOGYO





## 米需要見直し算定「年8万トン減」見直し

人口減踏まえ検討 農水省 2018年11月15日(木) 日本農業新聞



農水省は毎年産の主食用米の需要量の見直しを算定する際、前提条件としてきた毎年約8万トンの需要減の減少幅を見直し、2019年産から、拡大させる方向で検討に入った。国内人口が減少局面に転じたことを踏まえ、消費減退の加速が避けられないと判断した。同省の需要見直しは、各産地が主食用米の作付け規模を判断する際の基準となるものだけに、丁寧な検討が不可欠になる。

同省は毎年11月末の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で、翌年産の主食用米の需要見直しと、需要見直しを踏まえ需給が安定する生産量の目安として、適正生産量を示している。これまで、1996年から直近年までの実際の需要量から、毎年の需要量の減少ペースを約8万トンと算出。出来秋の需給動向も踏まえ、翌年産米の需要量の見直しを示してきた。

だが、17年産までの3年間の需要は、年平均で14万トン強減るなど、需要減は加速している。18年産では農水省は昨年11月時点で、需要を742万トンと見通したが、17年産の実際の需要量740万トン(速報値)を上回る水準だ。流通関係者らからは、実態と懸け離れているとの指摘が出ている。

こうした状況を受け、同省は19年産米から、年間の約8万トンの需要減のペースをより大きくして、需要量の見直しを示す方針。日本の総人口は08年をピークに減少に転じ、「年間の人口の減少数に一人当たりの米消費量を掛け合わせて単純計算しただけでも、需要は2万トン以上減る」(政府関係者)。こうした状況を十分加味して、需要減のペースを算定し直す。

18年産米で同省は、需要量の見直しを踏まえ、適正生産量を735万トンに設定。各産地はこれを参考に生産の目安を設けて作付けし、生産量は733万トンとなる見直し。

19年産で需要量より厳しく見通されれば、その分、適正生産量も絞り込む必要が出てくるが、19年産は生産調整見直し2年目で、本格的に増産する産地が出るとの見方も強い。需要量見直しや適正生産量の水準をはじめ、これらをどう産地に浸透させるかも焦点だ。

## 自民党 新農林インナーに聞く

飼料米 交付金を堅持 2018年11月16日 日本農業新聞

自民党農業基本政策検討委員長に就任した小野寺五典・前防衛相が本紙インタビューに応じた。米の需給安定に向けて今年度からの米の生産調整見直しの検証作業を進めるとともに、飼料用米への交付金の水準を堅持する考えを示した。

### ◆委員長就任の受け止めを。

農業専門の議員になりたいと思い、若い頃は農林部会に随分出たが、党から与えられる仕事は外交が多かった。回り道したが希望の分野で仕事できてうれしい。農業をしっかり守り自立させていくことは、日本国民全員の利益となる。例えば、ガソリン価格は今、上がっているが買わないわけにはいかない。日本ではほとんどとれないからだ。だが、農業は、国内の農家がしっかりや

ってくれているから、輸入食料品に対して安全面などでこちらから注文を付けられる。

#### ◆米の生産調整見直し初年度の状況をどう評価するか。

需給がどうなるかが大変心配されたが、一定の相場観で推移している。ただ、来年以降の米政策や天候次第で大きく変動する可能性がある。一瞬たりとも気を許していけない。豊作基調だったらどうだったのかをよく考えて対策をしておかないといけない。

#### ◆飼料用米の作付けが伸び悩んでいる。

昨年、業務用米が不足すると報道され、飼料用米から主食用米に戻した産地も確かにあったが、このような状況が続くと主食用米の相場にも影響が出てくる。大切なのは農家が飼料用米と主食用米を選択でき、飼料用米を選択しても十分採算が合う、今の交付金水準を維持することだ。

米は連作障害が少ない。日本の環境にも合っている。飼料用米を含め、米や水田の利用価値を広げることは自給率を高める意味でも大事だ。

#### ◆年内に11カ国による環太平洋連携協定（TPP11）が発効し、特別枠でオーストラリア産米が入ってくる可能性がある。

TPP 11が発行し、SBS（売買同時契約）米が入ってくる状況になった時の対策は制度としてあるので機能させていきたい。需給バランスの中で緊急に施策を打たなければならない時も来るかもしれない。速やかに声が上げられる準備をしておくことが大事だ。

#### ◆米の需給安定にどう取り組むか。

まずは米の需給状況をしっかり把握する。米価一定水準にあるかもしれないが、収量が落ちた地域もある。10アール7500円の米の直接支払交付金が廃止された影響もある。農家の所得は十分か、そこに思いをはせて米政策を検証する必要がある。来年に向け、どの産地の、どの銘柄がどの程度の取引価格で流通していくか。

（需給に関する）情報提供を緊密にして生産者がベストな選択ができるよう支援する。

（聞き手・西野拓郎）

## 衆院農水委

### 米の生産調整見直しで農相

#### 初年度 丁寧に検証

**衆院農林水産委員会が13日始まり、農政を巡る国会論戦が本格化した。**

**吉川貴盛農相は、米の生産調整見直しに関し、初年度の状況を丁寧に検証する考えを強調。**

**飼料用米助成について、安定的な予算確保に全力を挙げる考えを改めて示した。**

**2018年11月14日（水） 日本農業新聞**

2018年産米の作付面積は138万6000ヘクタールで、前年比1万6000ヘクタール（1.2%）増となった。

おおむね前年並みの面積となったが、立憲民主党の佐々木隆博副代表は「増産に向かう産地が出てくると心配している人もいる」と指摘。

「（数量配分を廃止して）一年目だからこそしっかり検証すべきだ」と強調した。

吉川農相は「そういう懸念を持っている」と主食用米の増産が広がる可能性への危機感を示し、「しっかりと今年を検証し、次年度につなげる」と強調した。

飼料用米をはじめとする転作作物への助成について、財務省は削減を求めている。これに関して吉川農相は「しっかり予算を確保し、水田フル活用を推進したい」との考えを示した。

小里泰弘副大臣も「4年連続で米価が安定している。飼料用米をはじめ主食用米以外への作物への支援を安定的に実施することが肝要」と強調。

「必要な予算制度を確保したい」と述べた。いずれも自民党の藤原崇氏に対する答弁。

11カ国による環太平洋連携協定（TPP11）を巡り、立憲民主党の亀井亜紀子氏は、米国が復帰する前提で設定されたセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動基準値について「実質的に発動は不可能」と指摘。日米物品貿易協定（TAG）交渉入りが決まったことで、TPPの米国復帰が見込めなくなったとして、「協定見直しを求めるのか」と政府をたどした。

政府は、これまでも米国の復帰を促す方針を示し続けており、内閣官房TPP等政府対策本部の大角亨審議官は「日米共同声明の段階で、米国を含むTPP12協定が発効する見込みがなくなったとは考えていない」と述べた。

吉川農相は同日、参院農林水産委員会で所信を表明。担い手の育成・確保などを強調した。

Q.

飼料用米というお米があるそうですが、  
なぜ水田で家畜のえさを作るのですか。

A.

「飼料の自給率を向上し、畜産物の安定供給を図る」「日本の環境や国土を守っている水田を減らさないようにする」ためです。

1. 飼料の自給率を向上し、畜産物の安定供給を図る

家畜のえさには、とうもろこしなどの穀物を原料とする「濃厚飼料」と、干し草や稲わらなどを原料とする「粗飼料」があります。

ふた・にわとりには濃厚飼料が、乳用牛や肉牛には粗飼料と濃厚飼料があたえられます。粗飼料の自給率は約8

割と高いですが、濃厚飼料の原料には、とうもろこしが多く使われ、その約9割を輸入にたよっています。この

ように、畜産物を生産するには大量の輸入穀物が必要となるため、海外の穀物価格や為替相場の変動は、日本国内での畜産物の価格や生産量に影響してしまいます。そのため、畜産農家だけでなく、加工業者や消費者にとっ

ても、飼料の自給率の向上が必要となっています。

現在、国は、消費の減っている主食用米の作付けを減らし、代わりに家畜のえさになる飼料用作物の作付けを増やそうとしています。そのため、従来からの水田を使うことができ、お米作り農家にとっても作りやすい飼料用の稲や米の作付けが急増しています。

飼料用を含む穀物の自給率

自給率(%)	昭和40年度 1965年度	昭和60年度 1985年度	平成17年度 2005年度	平成28年度 2014年度 (概算)
飼料用を含む穀物全体	62	31	28	29
飼料	55	27	25	27
粗飼料	100	92	77	78
濃厚飼料	31	11	11	14

資料:農林水産省

肉(卵)1kgを生産するのに必要な穀物(餌)の量	
牛肉 	11 kg
豚肉 	7 kg
鶏肉 	4 kg
卵 	3 kg

資料:農林水産省東海農政局

水田で栽培する飼料用の稲や米には、用途別に、

- ①粗飼料として、くきや葉を利用する飼料用稲（青がり稲）
- ②完熟前の穂、くきと葉のすべてを使う飼料用稲（稲発酵粗飼料＝稲 W C S）
- ③濃厚飼料として、実ったもみを使う「飼料用米」

に分けられます。

青がり稲や稲 WCS には、くきや葉が大きくなる専用品種が使われますが、飼料用米では収穫量の多い専用品種のほか、主食用品種のうち、収穫量が比較的多い品種も使われています。また飼料用米では、もみのままあたえる場合（にわとり）や、もみや玄米をつぶしたり、おしてから使う場合があります。このほか、収穫後の稲わらも、一部が飼料に用いられています。

えさに使われる飼料用稲や米のなかで、作付面積が急増しているのが「飼料用米」です。飼料用米が急増している理由としては、

- ①従来の主食用品種も用いることができるため農家の不安が少ないこと、
- ②農機具などの新調の必要もないこと、
- ③おいしいお米作りには不向きな水田でも栽培できること、
- ④輸入とうもろこしの代わりとして利用が容易であること、
- ⑤生産量に応じた国の支援が行われていること、

などがあります。

飼料用稲の作付け面積(ha)

	平成16年度 2004年度	平成21年度 2009年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度 (@/15現在)
飼料用米	44	4,123	33,881	79,766
稲発酵粗飼料	4,375	10,203	30,929	38,226

資料：農林水産省



飼料用米の取組状況(平成27年産・9/15現在)

道府県	数量 (t)	面積		道府県	数量 (t)	面積	
		(ha)	前年比 (%)			(ha)	前年比 (%)
北海道	12,923	2,347	229.8	滋賀	3,386	857	71.1
青森	41,130	7,211	156.4	京都	558	108	16.1
岩手	22,043	4,155	104.2	大分	14	3	-
宮城	25,834	4,850	148.2	兵庫	885	172	38.8
秋田	18,540	2,846	149.2	奈良	310	80	140.0
山形	22,801	3,228	73.3	和歌山	17	4	100.0
福島	18,530	3,282	326.5	鳥取	5,894	1,090	65.2
茨城	36,888	7,011	180.8	島根	5,875	1,104	47.8
栃木	48,674	9,248	134.5	岡山	6,178	1,187	200.8
群馬	8,658	1,253	188.0	広島	1,882	375	288.8
埼玉	13,558	2,270	193.1	山口	2,896	587	123.8
千葉	21,362	3,885	251.3	徳島	4,866	888	408.3
神奈川	79	16	14.3	香川	1,888	375	383.4
新潟	18,823	3,414	289.2	愛媛	1,177	236	80.3
富山	3,402	634	81.2	高知	4,080	816	124.0
石川	2,731	532	78.4	福岡	7,552	1,533	33.0
福井	3,729	718	136.5	佐賀	1,841	358	25.8
山梨	71	14	388.2	長崎	766	184	31.2
長野	2,345	370	107.8	熊本	6,878	1,298	48.3
岐阜	11,622	2,436	126.8	大分	6,831	1,359	28.8
静岡	4,585	881	90.0	宮崎	2,218	448	184.1
愛知	8,775	1,252	88.3	鹿児島	3,843	713	157.2
三重	7,007	1,405	101.8				
合計					421,077	78,766	135.4

資料：農林水産省  
注：東辰根と沖繩県は取組なし

## 2. 日本<sup>かんきょう</sup>の環境や国土を守っている水田を減らさないようにする

日本では、年々お米の消費量が減っています。国の調査によれば、平成26年（2014年）の日本人1人当たり年間のお米の消費量は55.2kgで、この50年間で半分以下にまで減ってしまいました。お米の消費量の減少率は、近年では緩やかに



ありますが、今後も消費量に合わせてお米の作付

面積を減らすことが必要となります。このままでは、20年後の平成47年（2035年）には、現在（平成26年産）の東海、近畿、中国地方を合計した作付面積

	需要見通し(万t)	必要な作付面積(万ha)	平成27年との差(万ha)
平成27年(2015年)	770 (a)	145	-
平成37年(2025年)	761 (b)	144	▲1
平成47年(2035年)	608~624 (c)	115~118	▲30~▲27

資料：(a)(b)農林水産省、(c)本数機構

に匹敵する30万ヘクタールも減らすことが必要になってしまうかもしれません。

ところが、水田の機能はお米を作るだけでなく、「空気清浄」「温暖化防止」「水資源の確保」「洪水や地滑り防止」など日本の環境や国土を守る役割も持っています。水田を減らすことは、目には見えないけれども私たちを守ってくれている機能を失うことにもなり、影響は農業だけにとどまらなくなってしまうのです。減少する主食用米に代わり、水田を用いて飼料用の稲や米を作付けすることで、これらの機能を維持することができます。また、飼料自給率の向上と畜産物の安定供給も可能になります。

最近では飼料用米で育てたことなどをアピールした肉類や卵が売られていて、お店やインターネットでも買えるようになりました。飼料用米を、えさに混ぜたぶた肉は、オレイン酸が増え、うま味などおいしさが増すことがわかっています。食べた人の感想<sup>\*</sup>も「かみごたえがありおいしい」と好評です。

また、にわとりでは、飼料用米の割合を高めると、卵の黄身の色がレモンイエローになるほか、生ぐささが消え、さっぱりした味になることがわかっています。

<sup>\*</sup>：コープネット おいしさ探訪「産直お米育ち豚」より

日本の環境保護、国土保全だけでなく、畜産物を安定して食べることができるようになるためにも、飼料用の稲や米などを使った畜産物の生産を増やすことが大切となっています。



さらに詳しく知りたい方のために

○飼料自給率を含む食料自給率

農林水産省「知ってる？日本の食料事情」

> <http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/index.html>

○飼料用米関連情報

農林水産省「飼料用米関連情報」

> <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryouqa.html>

○飼料用米などの流通経路

米穀機構「図解 お米が消費者に届くまで－生産・流通・価格形成」

> <http://www.komenet.jp/kids/index.html>

○お米の消費量の将来予測

米穀機構「ライフスタイルの変化と米消費の動向」

> <http://www.komenet.jp/shouhichi/995.html>

○水田の環境保全等に果たす役割

米穀機構「米ネット」

> <http://www.komenet.jp/faq/sc06.html>



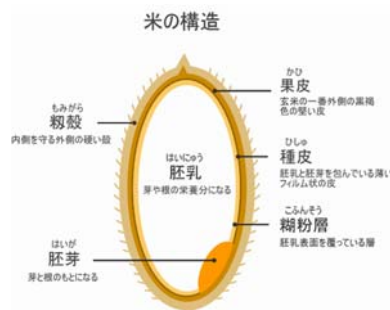
鈴木養鶏場（大分県）



秋川牧園（山口県）



緑の農園（福岡県糸島市）



平成30年度



第5回 飼料用米を活かす日本型循環畜産推進交流集会

飼料用米多収日本一・畜産物ブランド日本一表彰式

～飼料用米普及のためのシンポジウム2019～

2019年3月15日（金） 東京大学・弥生講堂（シンポジウム・資料展示・試食会）

[sympo20190315@j-fra.or.jp](mailto:sympo20190315@j-fra.or.jp)（参加申し込み用 設定済） ホームページで案内します。

第3回 コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換会

編集作成：一般社団法人 日本飼料用米振興協会

作成担当：理事・事務局長 若狭 良治

作成月日：2018年11月28日（水）配布

URL：<http://www.j-fra.or.jp/>

お問い合わせ先：[postmaster@j-fra.or.jp](mailto:postmaster@j-fra.or.jp)

非売品：意見交流会終了後、ホームページからダウンロードできます。